

平成25年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成25年6月25日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 本日の会議に出席した議員

1 番	堀	武	2 番	くまがいさちこ
3 番	西 岡	一 成	4 番	庄 田 昭 人
5 番	森	治 久	6 番	棚 橋 敏 明
7 番	広 瀬	武 雄	8 番	松 野 藤四郎
9 番	広 瀬	捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村	孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井	千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬	時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川	睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○ 本日の会議に欠席した議員（なし）

○ 欠員（1名）

○ 本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	総 務 部 長	早 瀬 俊 一
企 画 部 長	森 和 之	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都市整備部長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環境水道部長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

○ 本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

- 議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

傍聴にお越しになりました皆様、早朝よりありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

- 議長（星川睦枝君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

みづほ会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

- 1 番（堀 武君） 皆さん、おはようございます。

みづほ会、堀武、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私は、瑞穂市シルバー人材センターについての目的を理解し、いかに育成するか、見解を行政に問いたいと思っております。

私は、シルバー人材センターの設立趣旨は、高齢者が生きがいを感じるとともに、地域の社会に貢献するという高い精神と公共の利益を求める団体であると私は理解しております。法に準ずるのは当たり前のことです。その前に、その役員はまず秩序を重んじ、人間としての常識を理解し、道德観念を持ってセンターの運営に当たるべきだと思っております。法に違反していなければ何をやっても許されるのでしょうか。法は、社会秩序を保つために必要なルール、罰則を定めたものであります。それを遵守するのは当たり前であります。

センターの理事・監事には、運営に当たり、道德的、社会的秩序を重んじ、そのセンターの趣旨たる精神を重んじ、その運営を的確にすることが常に要求されるものと信じております。そのような観点から、センターに対する当局の行政指導を問いたいと思っております。

以下、質問席にて質問させていただきます。

シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織である。センターは、原則として市町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人または公益法人で、それぞれが独立した運営をしていますとあります。

では、瑞穂市シルバー人材センターは都道府県知事の許可を受けた社団法人または公益法人であるか、また県の補助金対象法人であるのか、当局の御答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 堀議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、県の許可を受けた法人であるかということでございますが、こちらは県のほうでは「指定」という言葉で使っておりますが、高齢者の雇用安定法第41条の指定につきましては、県内では公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会のみが県の指定となっております。

そこで、各市町村のシルバー人材センターでございますが、こちらは、各市町村センターは県の連合会の会員となることで連合会の下部組織となるため、個々のセンターを指定することによって、それぞれ市町のシルバー人材センターを一つ一つ指定する必要があるという解釈を県から承っております。

また、県では、補助金対象といたしましては公益財団、瑞穂市は社団法人ですが、公益財団でなければ県の連合会としては補助金対象の団体とはしていないということでございます。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○ 1 番（堀 武君） 瑞穂市のシルバー人材センターの概要がこれによってある程度わかってきました。県の下部組織であると。補助金対象団体では現在のところはないと。そのようなきつい状況であるというのを理解し、また皆さんも理解してほしいと思います。

では、センターの目的は、定年退職者など的高齢者に、そのライフスタイルに合わせて、臨時的かつ短期的またはその他の軽易的な就業その他の軽易的な就業とは特別な知識・技能を必要とする就業を提供するとともに、ボランティア活動を初めとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上に貢献しているとありますが、では、瑞穂市シルバー人材センターはそのような活動をされていたのでしょうか。その実績を把握されていまして、具体的にお答えください。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） その前に、先ほどの 1 点目で私は「公益財団法人」と申し上げましたが、「公益社団法人」の間違いでございます。失礼しました。訂正させていただきます。

2 点目のボランティア活動等の社会参加につきましては、市のシルバー人材センターにつきましては、平成22年ごろに「まごころ隊」という名前で、高齢者の日常生活の援助を目的とした活動があったというふうで聞いておりますが、現在そういった活動の実績としては、市としては把握をしておりません。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○ 1 番（堀 武君） やはりシルバー人材センターの趣旨たるものはその点にも重要点があ

るのに、これが途中でやめてしまったというようなことは非常に残念なことであり、その責任的な所在はどこにあるかということを感じるところであります。

シルバー人材センターは、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、高齢者等の雇用の安定化等に関する法律に基づいて事業を行う、都道府県知事の許可を受けた公益法人とありますが、そのもとになる法律を述べ、また、なぜ瑞穂市のシルバー人材センターは社団法人のままであるのか、その辺のことをお聞かせ願えればと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 御質問の件でございますが、法律的なお話でございますが、1966年に制定されております雇用対策法並びに1971年に制定されました中高年等の雇用の促進に関する特別措置法、こちらの後から申し上げました法律が、1986年に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律というふうに改称となっておりますのでございます。

また、現在も社団法人のままというところでございますが、この法人格を取られたときに、法人格を取るに当たって公益社団法人にするには基準が高かったということで、とりあえず一般社団法人で出発し、後で公益化を図るつもりだったというふうにお伺いしております。また、24年度から、それらに基づいて公共事業を受託し、公益目的事業費用の比率を上げていき、公益社団法人化への認定要件を満たすべく動き出したところであったというふうに考えております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 今、重要なことをおっしゃったわけですね。社団法人に最初にしたのは、取りやすいから社団法人にしたと。そして整備されてれば公益法人へ持っていく予定だったと。しかし、今現在、社団法人になるどころか、ひどい状態であるというのは皆さんも新聞紙上等で御存じだと思うし、職員の解雇の問題、裁判和解といいますがけれども、現実的には裁判に負けたわけですよ。その責任を何もとってない。まして百何万の費用弁償、また後で言いますがけれども、このような状態をやってきておいて社団法人に移行する意向があったなんていうこと自体、余りにも問題点があり、後でそれについて質問させていただきます。これに関してはこの程度で。

では、シルバー人材センターは、自主・自立、共働・共助の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営する組織（社団法人が基本）と思われませんが、その理念で運営されていると当局は思われますか。いろいろ調査されて、その理念がどうかということを述べてください。簡単で結構です。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 少なくとも、公共的な一法人として運営の理念は継承されておると

いうふうには考えております。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） これについては余り追及しないですけれども、余りにも甘い認識であると思っています。一般の市民の方も、今のような形をいろいろ精査し、新聞紙上で見れば、理念のとおりになされておると言う方は私は少ないと思っております。全員がそうだとは言いませんけれども。

では、具体的に、センターの現状について当局が把握し指導しているか、見解をお聞きます。

2月28日の理事会における代表理事解任について、当局が把握している経過を具体的かつ詳細に答弁してください。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 今お尋ねの件でございます。2月28日の理事会においての件でございますが、市監査委員の監査報告や誤った柿の伐採問題などから、新たな体制を整えるべきとの理事長解任の動議がございまして、それが採択された後、投票による賛否がとられ、解任賛成多数をもって解任されたと聞いております。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） いいですか。解任のことにに関して、代表理事だけが責任をとればいいという問題でもない。これも後でしますけれども、さて、3月21日、新代表理事・筆頭理事選任とありますが、誰が選任されましたか。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 3月21日の理事会で選任されましたのは、代表理事に蓮見茂夫氏、筆頭理事に堀京治氏でありました。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） それはまた具体的に後ほど質問させていただきます。

では、3月28日に当局は監査結果報告の内容及び対処の報告依頼をされましたが、具体的にこれに対して答弁が理事会のほうからありましたか。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 3月28日付の文書といいますのは、私ども福祉生活課が出しております瑞福第1194号のことございまして、「財政援助団体等監査結果報告の内容調査及び対処について」というものでございました。

その内容につきまして項目を述べさせていただきますと、平成23年度の財務についてということで、貸借対照表の内容疑義、収支計算書の内容疑義。2点目として平成24年11月末までの財務についてということで、中身として、収支予算書と収支計算書の不一致、新設科目の理由、予算の承認手続、3点目に監事の選任について、4点目に役員の費用弁償等について、5点目に代表理事の行動費について、6点目に会員の特別手当について、7点目に委員会構成について、8点目に受託事業収入についての以上8点についてございました。以上です。

〔1番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1番（堀 武君） いろいろ報告を要求しておるんですけど、4月19日期限の未回答（回答案の確認、協議は継続中）とはどのような内容なのか、具体的に答弁ください。
- 議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。
- 福祉部長（高田 薫君） 未回答ということですが、4月19日に事務局長が来庁されて、回答については理事会の結果を待って行いたいというお話がございました。その後、対処について5月に事務局長より案が示されましたが、4月19日、4月24日、5月20日、5月30日の理事会を経てもなお対処の方針がなかなか決まらなかったことから、正式な回答は未回答となっておりますのでございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1番（堀 武君） 理事会等から未回答のまま来るとい、もう体をなしてない状況がこのシルバー人材センターの現状だと私は思っております。

続きましては、3月29日の定時社員総会に当局は出席されましたか、その議題は何であったのか、答弁願いたいと思っております。

- 議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。
- 福祉部長（高田 薫君） 3月29日の定時社員総会への出席につきましては、副市長、福祉生活課長、企画財政課長が出席しております。主な議題につきましては、平成24年度収支補正予算案、平成25年度事業計画案、平成25年度収支予算案、会費の変更などございました。以上です。

〔1番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1番（堀 武君） それについて、中身というのは行政のほうしかなかなかあれですので、きょうそれを詳しく聞くわけにいかんもんですから、続きましては、4月3日、当局は岐阜県シルバー人材センター連合会へ相談されていますが、何を相談されたのか、ちょっと具体的に答弁をお願いします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 4月3日に県連合会へ訪問いたしましたのは、シルバー人材センター事務局長と、市役所のほうとしては福祉生活課長、企画財政課の総括課長補佐及び課長補佐2名の計5名でお伺いをいたしました。連合会のほうは事務局長が対応をしていただきました。

訪問の目的でございますが、市シルバー人材センターの正常化に向けて県連合会から指導をいただけないか、お願い及び打診をすること。2点目として、国の補助金をもらうための方策について教えていただきたいとの2点でございました。

相談の結果につきまして、県の事務局からは、シルバー人材センターには国庫補助対象となる一般と小規模の2区分がございまして、瑞穂市は一般社団法人であるため小規模に区分されると。したがって、国庫補助対象を目指すなら、他市町と同様に、公益社団法人化をされたいと。次に、事務局体制をしっかりとっていただきたいと。新聞報道等によって、ほかの会員からは、瑞穂市の事件からシルバー人材センターのイメージが悪くなっていると。理事会、事務局は事の重大さを認識してほしいとの厳しい御意見をいただいたところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今言われるように、県のセンターの会員でないと、除名をされたりすると、これは非常に困ったことになる。そして、その指導に関して、今の瑞穂市の体制というのは非常に問題点があると。このような多大な指摘を受けているのが現状なんですよ。それはそれとして、よく理解していただきたいと思います。

4月19日のセンター理事会の主なる目的を当局はどのように理解しておりますか。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 2月28日に行われた解任手続の中で投票内容に瑕疵があったことから解任行為が無効であることと、5月総会開催に向けての確認であったというふうに認識しております。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 無効であるような解任決議を出して、それがわからなくてそのまま行く、この体制そのものがやはりなってない決定的な事項であると私は理解しております。

4月23日、代表理事辞任とあるが、その理由はどういうふうで辞任をされたのか。当局はどのように把握しているか、お答えください。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 解任行為が無効であるとなりましたが、森理事長から4月19日に辞任の意思表示がございましたが、一旦思いとどまれ、その後改めて辞任の意思表示をされた

というふうに聞いております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 内容的には、人の心はわからんもんですから、それ以上は追及はいたしません。

次に、4月理事会、辞表受理、新代表理事・筆頭理事選任となりますが、どなたが選任され、理事としての経歴をお答え願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 代表理事に蓮見茂夫氏、筆頭理事に堀京治氏でございます。蓮見茂夫氏に関しましては、平成24年5月31日より理事並びに筆頭理事になられております。堀京治氏においては、平成21年4月1日から理事をされております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 大体経過報告を聞きまして、新代表理事に関して個人的な攻撃をするつもりはありませんけれども、全ての理事・監事の責任を肝に銘じていただきたい。

では続きまして、4月24日、支援協力要請とありますが、具体的に何を要請されたのか、お答え願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 堀議員の、シルバー人材センターからの協力要請の内容についてお答えをします。

ことし4月24日付の瑞穂市シルバー人材センターからの支援要請の内容は、瑞穂市の財政援助団体等の監査結果を踏まえて、現在の一般社団法人から公益社団法人へ移行できる体制づくりの強化を図りたいことから支援要請の依頼がありました。詳しくは、公益社団となるには18項目くらいクリアしなければなりませんが、この項目に対する支援と位置づけております。また、公益になると国からの補助も支給されるなどの利点がありますので、公益を目指すということ聞いております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 非常に問題点があるというのは、じゃあ自分たちの体制そのものに関してはどのように感じて、どのようなことで市のほうに公益法人になることを要請したのか。自分たちの襟を正すという点が、代表理事か事務局長の方だろうと思いますけれども、あったのかないのか、御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

- 企画部長（森 和之君） 理事さんの間にはそのような御意見等というか、あったというふうに認識はしておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 1 番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1 番（堀 武君） 具体的なお話を、認識だけではなくて、具体的に、認識でなくて、あったのかないのか。具体的なことが少しでもわかれば、その辺がこれに関しては非常に重要な要点なものですから、少し具体的に、どういう自分たちに関してのことがあるのか、事務局、そしてシルバーに今問題点は何があるのか、そして自分たちの責任は何があるのかという反省のもとに行政にお願いするというのが道筋だと私は思っておりますから、その点、あったのかないのかでなくて、ちょっと具体的に、わかる範囲でお願いします。
- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） 議員御指摘の、シルバー人材センターからの要請を出されるに当たって、理事が一丸となって要請されたというふうに聞いておりますので、十分な意識はあったというふうに思っております。

〔 1 番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1 番（堀 武君） 一丸になってこれからのことに関してやるなんていうのは、人格を否定するつもりはないですけども、一般の会社組織の責任のとり方からすれば、こんなことで自分たちのことで持ってくることなんていうのは本来できないと思います。まして公益法人で、最初に述べたように、公共性が高く、そして奉仕の精神、全てをそういうことでやられる非常に高いレベルのシルバー人材センターの監事・理事であるならば、その辺の身の処し方を決めながら行政にお願いするのが筋だと思っております。まあ、これは後であれします。

では次に、本巢市シルバー人材センターの視察をされたとのことですが、その目的、意義及び成果をお答え願いたいと思っております。

- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） 本巢市シルバー人材センターへの視察ですが、御存じのとおり本巢市は公益社団としてしっかり運営をされていますから、瑞穂市シルバー人材センターが公益を目指すに当たり一度話を聞いておきたかったからというもので、内容につきましては、会計処理に問題にあったため、会計システムと、市からの受注処理の関係、そして事務局の職員体制について教えてもらってきました。その結果は、会計システムがよりよいものであったことや、瑞穂市より事務に人手が多いこともわかりました。以上でございます。

〔 1 番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。

- 1 番（堀 武君） 本巢市シルバー人材センターが公益法人としてなされていると。この瑞穂市が知識人が多くいて、そして良識のある方が多いのに、本巢市シルバー人材センターの方々のほうが社会的な要するに共助、そして市民の皆さんへの奉仕の精神全てに関して意識が高い、そのような結果をこれは示しているということです。あえて言いませんけれども、この前の「むかい地蔵」ときに言われた言葉を思い出すようなことです。あえてそれはここで言いませんけれどもね。だから、もう少し全体のことを考えるような、シルバー人材センターの運営をしていただくというような言葉の端がない限り、非常に問題ですよ。

続きましては、事務局長退職予定とありますが、就任されたのはいつで、退職される理由をお聞きしたい。また、職員の方も退職されるとのことですが、その辺のことを当局のわかっている範囲内でちょっとお答え願いたいと思います。

- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） 事務局長は、昨年の 5 月中旬ごろに採用されたと思います。また、退職される理由は、一般的に考えると総会が終わり一区切りがついてと思いますが、個人的なことなので確かなことはわかりませんし、聞いたものでもございません。また、もう 1 人、経理を担当する者も一応退職したいというようなことは聞いております。詳しい内容についてはわかっておりません。

〔 1 番議員挙手 〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1 番（堀 武君） 事務局長が、整理がついたから、5 月からという 1 年ちょっとですが、やめられる。経理担当の職員の方もやめられる。こんなことは異常なことです。この異常なことを異常と思わないようなことで、本当にシルバー人材センター、会員の皆さんもいますけれども、会員の皆さんを含めて、やはり襟を正して、何をしなきゃならんかということをもう少し真剣に考えていただきたいと思います。

さて、24 年度のセンターの総収入はいかほどか。また、市からの委託料は幾らか、民間からは幾らなのか、御答弁願います。

- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） 御質問の内容についてですが、平成 24 年度の瑞穂市シルバー人材センターの決算書の収支計算書によりますと、総収入は 8,397 万 4,986 円になります。そのうち受託事業収入の合計は 7,769 万 3,197 円で、そのうちですが、市からの収入は 4,845 万 5,709 円、民間からの受託収入は 2,923 万 7,488 円となっています。受託金額からの比率でいきますと、市からの収入がおおむね 6 割、民間企業が約 4 割となっております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。

- 1 番（堀 武君） この中で問題になってくるのは、みずほ公共サービスが市の仕事をしてシルバー人材センターが民間を主力にしていたころには、約4,000万ぐらいの民間の仕事をしていて、役所の仕事は60万ぐらいだったと。そのような体制で来たのに、民間の仕事がすごく減っているんです、現実的に。普通だったら企業努力をしてその面をふやしていくのが当然のことであるべきなのに、市からの委託業務が4,800万、すごい金額。民間はその割に減っている。こんな経営の内容、そして理事・監事のあり方、非常に問題がある。何遍も言います、それに関しては。

では、個人での受注、作業の完了後の集金、受注し作業をされた本人への支払いはどのような形態をとっているのか、御答弁願います。

- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） ただいまの作業した本人への支払いは、毎月15日締め翌月10日に振り込んでおるといふふうに聞いております。

〔 1 番議員挙手 〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1 番（堀 武君） クリーンな形でやられていることだと思いますけれども、そのような個人の努力というのがあればこそだと私は思っております。

次、少し行政に御理解を得たものですから、項目をちょっと飛ばさせていただきます。御了解願います。

理事長には職務執行上の対価として規定により報酬を支給することができるとありますが、現在はどのような扱いになっていますか、御答弁願います。

- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） ただいまの御質問ですが、定款30条には、理事長には対価として規定により報酬を支払うことができるとなっています。ただ、現在の理事長には何も対価を支払ってないと聞いております。

〔 1 番議員挙手 〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1 番（堀 武君） それでは、役員には規定により費用を弁償することができるとありますが、では具体的に費用弁償を受けることのできる行為をお教え願いたいと思っております。
- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） 同じくシルバー人材センターの定款第30条には、役員は規定により費用弁償を受けることができるとあります。また、この費用弁償を受けることができる行為とは、職務上において要した費用に対して弁償されるもので、一般的には交通費相当があると思います。以上のように認識をしております。

〔 1 番議員挙手 〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1 番（堀 武君） 一般質問ではちょっとしなかったんですけれども、役員報酬というのは規定上あるのか、わかれば教えていただきたい。規定上ですね、定款じゃなくて。例えば代表理事には幾ら払うとか、そういう規定があれば。知っている範囲ですよ。これは通告外なものですから、御答弁願えればということとどめておきます。
- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） 一応規定はつくってあるというふうに見ておりますし、聞いております。

〔 1 番議員挙手 〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1 番（堀 武君） 規定で、その金銭的な内容というのは把握はしてないと理解していいですか。はい、わかりました。その辺のことは、シルバー人材センター、それからこれから指導していく行政とよくお話をさせていただきたいと思っております。

次に、センターでは昨年4月からことし2月、内規で定めた手続を踏まずに、役員12名に報酬や費用弁償の名目で計130万円を支払ったとありますが、その点、単に手続上の不備だけなのか、支払いそのものに問題点があったのか、御答弁願います。

- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） ただいまの御質問の代表理事への活動費や理事への費用弁償については、定款第30条で、先ほども申しておりますが、規定をされて、できとなっております。さらに、この定款第14条では、社員総会の権限であると明記がされています。よって、理事及び監事への報酬の額は社員総会の議決が必要ということで、平成24年6月7日に理事会においてこの議決はされたんですが、その後、総会において議決された記録がないというようなことで問題になっており、この点でいきますと、法である定款に沿ったものではなく、不適切な処理というふうにされています。

〔 1 番議員挙手 〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1 番（堀 武君） この12名のうちに監事も含まれているのですか、お答え願います。
- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） 監事も含まれておると思っております。

〔 1 番議員挙手 〕

- 議長（星川睦枝君） 堀武君。
- 1 番（堀 武君） いいですか。理事の行為に関して監査をする立場の監事が、一緒になっ

て費用弁償を受け、そして、この金額を事務上不備があったからといって返すという行為、これは返しているんでしょう。御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ほとんどの方が返されてはおりますが、まだ数名、返ってないという現状もございます。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） いいですか。規定に沿わなくて支払ったこの費用弁償に関して、まだ返していない方がおるということは、定款上のある意味の違反行為を、そのまま金を取っているということでしょう。こんなことを理事の方がもし、監事かわからんですよ、やられているんだったら、まことに遵法精神に違反すること。このような状態のことがあって市はどう思うのか、答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 市のほうからも御指導はしておりますし、理事会のほうでも、先般の理事会でそういう旨の返還するということを議決されているようなので、その動きを見守っているところでございます。

〔 1 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） だから、もう理事・監事においても、法に従うんでなくて、今言うように、法は、それに関して守らなければならない社会の秩序を維持するために規定をし、罰則を決めているのが法律ですけども、その以前の問題。社会に貢献し、そして道徳心を持った運営をする、その理念を忘れた形の理事・監事がシルバー人材センターの中枢を占めており、ましてや正規な手続を踏まなくて払ったお金をまだ返していない。理事会で返すと。こんな状態を許している理事全て、監事全て、まことに市民に対してある意味の背任行為だと私は思っております。そのようなことで、後から総括的に答弁等をお願いしますけれども、次に進ませていただきます。

25年度における市からのセンターへの委託・発注はいかようにされていますか。それはいかなる観点からなされたか、御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまの御質問ですが、平成25年度における瑞穂市からのシルバー人材センターへの委託業務の発注は、シルバー人材センターの経理における処理の問題や、代表理事さんの解任から社員総会が無効になった一連の混乱を受けて、通常ですと通年契約ですが、とりあえず緊急的な措置として4月だけの1カ月のみ契約をしておりました。その後に

において、ようやく代表理事さんが選任されたこともあり、5月、6月についても同様に緊急避難的な措置として契約をしました。7月以降については、民間へ発注する部署もありますし、ただし、シルバー人材センターで対応が可能な業務については発注はします。

根拠につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項3号の適用を考えていましたが、現在のシルバー人材センターの状況からしてこの適用は難しいということを判断し、第1号の適用として処理をしています。今後については、シルバー人材センターがしっかりとした事務局体制を整備し、しっかりとした積算がされることができ、さらに経理体制が整うならば、この第3号の理由によるシルバー人材センターとしての契約も可能になりますが、現時点ではその判断ができる状態にないと考えています。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） そのような状態が今のシルバー人材センターの現状だということを皆さんも理解することができたと思います。

再度お聞きしますけれども、役員12人の役職名は何なのか、具体的に何が何人、何が何人と、ちょっとお答え願えればと思っております。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 役員12名ですが、代表理事1名、理事9名、監事2名となっております。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） さっき私が推測ではないんですけど言ったように、監事の方も含まれているということを肝に銘じていただきたい。

さて、申しわけありませんけど、議長、1つ飛ばさせていただきます。行政の方とお話もさせていただいておりますので、御理解ください。

センター役員は、真の意味で、御自身・市民の立場に返り、何をしなければならないのか、法律を盾にするのではなく、深く考えるべきことと思っております。

最後に、当局は多くの市民の皆さんの税金をセンターに補助金として出し業務を委託されるならば、市民が疑惑を持たない健全なセンターであるべきであると私は思っております。国民年金その他いろいろな形で苦勞をされておられる方が多いこの社会情勢において、センターの設立目的には社会貢献がうたわれております。センターの役員の皆さんは、もう一度足元を見詰め直してほしい。そして行政は、今、森部長が御答弁いただいたのを総合的に考えて、部長として、センターに対する発注権限やいろいろに関しては企画部長にあるんですから、その辺のことを含めてちょっと答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 堀議員さんの先ほど来からの御指摘のとおり、シルバー人材センターの理事さん、監事さんには、監査で指摘された事項を重視され、市民から要らぬ疑いを持たれないように、本来のシルバー人材センターの役割を認識し、早急にシルバー人材センター本来の機能ができる体制づくりに取り組んでいただく必要があります。また、そのためにも課題となっている事項を解決する理事会体制をお願いするということで、もちろん市としてもシルバー人材センターの役割は認めておりますし、必要性も感じています。

企画部としても、公益法人化を目指すということには何ら労を惜しまず協力・指導はさせていただきます。ただし、法人格である団体でもありますから自主運営が基本となります。それが、理事会等で意見や方針が整わないとか、事務局体制が整備されないということになりますと、市からの補助金はもとより、委託業務発注にしても発注が困難になってしまいます。そのような事態に陥らないように、理事さん、監事さんの責任のもとに、法にのっとり、理にのっとりいただき、現在課題となっている事柄を判断して、計画性を持った対応と方向性を決定するようなことが理事会の役割だと考えております。今後とも、シルバー人材センターと私も企画部も一体となって取り組みながら、指導をしていきたいと考えております。

さらに、堀議員さんには不十分な回答であったかも知れませんが、実は5月末に総会が終わり、これから次のことということで考えておりましたが、事務局体制にもまた課題が出てしまって、次々に課題が起こっております。もうしばらく時間をいただきながら、行政としても引き続き指導をしていきますので、また議会各位についても随時報告をさせていただきますので、何分にも御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 結局、部長としては精いっぱいの答弁のような気がしますけれども、これではシルバー人材センターはよくなりません。ですから、総合的に私は今までの一般質問を総括しながら御答弁を願いたいと思っております。

特に、余りにもセンターのありさまはひどいもので、特に理事・監事の誰も責任をとらないこの体質。民間企業の親会社であれば、発注先の役員がこのような状態であれば、発注をとめるか、役員の総辞職を求め、改善の確約がなければ発注なんかしません、民間であれば。これは当然のことです。まして市民の税金を、このような何一つ責任もとれないセンターに発注すべきではない私は思っております。今こそ行政は決断するときではないでしょうか。これができないセンターに補助金をもって業務委託するのではなく、それを改善するまでとめる。または、行政当局は理事・監事に解任を要求し、社員の、社員というのは、理事・監事はもう社員もやめていただいて、すっきりとしたセンターになることぐらいの最後通告をすべきだと私

は思っております。そのような形でないと、瑞穂市における人材センターは少しもよくなりません。なぜならば、誰も責任をとらない監事・理事、そのような運営でずうっと来ているんですよ。そうしておいて、これから公益法人にしますからよろしく願います、そんなことでお茶を濁して自分たちはぬくぬくと役員職におるなんていうのは、私からすればもってのほかだと思います。

その辺のことを含めて、行政のトップとして、このシルバー人材センターの公共性、そして社会に貢献するという主なる趣旨を理解し、市民の税金を使うのならば、やはりその辺のことで襟を正すようにシルバー人材センターに求め、そしてやはり市民に対して、このような形でいくという方針、センターに要求するということをこの際は明確にしていきたい。その点で御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） それでは、堀議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

なかなか今手厳しい御判断ということ承ったわけでございますが、シルバー人材センターの問題につきましては、西岡議員が平成22年の9月議会に問題を指摘されて以来、さまざまな問題を内部に抱えて組織運営がなされてきたことは周知の事実でございます。市としましては、そうした指摘のあるたびごとにシルバーに対して報告を求め、あるいは不備があれば指導もしてまいったつもりでございます。また、実態調査・把握にも努めまして、一方では助言もしてまいりました。経営的及び業務の遂行については一定の手直しも図られたということで認識しておったわけでございます。この間においては、議会の中の一般質問でも、補助金を一刻も早く交付すべきじゃないかというような御指摘もいただいておったこともございます。

こうした紆余曲折もありましたが、一応登記との整合性も図られ、役員構成と組織体制も整った、正常に運営ができるようになったという思いでありまして、24年度で事業発注もしたところでございますが、この間に労働争議が起こりまして、過去からの因縁を引きずってあったことも事実でございます。その解決に法律上の先ほど申されました和解がなされまして、その費用がどのように捻出されたのかということで、広瀬武雄議員の一般質問に端を発しまして今回の事態に至っていることは御承知のとおりでございますが、こうした一連の経緯を鑑みますと、市としても、もう少し観点を変えた立場からの指導なり、あるいはチェックを行うべきではなかったかと反省もしております。しかし、相手は人格を持った法人組織でございますので、組織としてのプライドもあります。そして一方では法的な制約もあるわけでございますので、その中で可能な限り指導はしてまいったんですが、後手に回った事実は否めないなというふうに思っております。

いずれにしても、シルバー人材センターは、先ほど来堀議員さんもおっしゃっていますように、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の第6章に規定をされております。それゆえ、

その地位が保全されているわけですが、一方では、さまざまな責務が負わされているのも事実でございます。県下21市のシルバー人材センターの中で当市だけが一般社団法人であるという不都合さもそこら辺に感じておるわけですが、そうした中で、法人格を有しているということもございますから、一応基本的には法人格を尊重し、社会的正義に基づく信義則のもとに契約等を行ってきたわけですが、それら契約に対しても新聞報道されたような事実が明らかになってきておりますと、そこら辺はやはり捨ておけないという感覚は持っております。

25年度予算において補助金を交付するに当たりまして、市民の血税を原資とする公金を投ずるにはいささか適切性に疑問があることから、そこらを調査し明確にされないと執行すべきでないという附帯意見も議会からいただいておりますのでございまして、ここら辺については本当に真摯に考えておるわけですが、ただ、先ほど来お話があって答弁をさせていただいておりますように、シルバー自体の中で屋台骨を支える職員がころころとくしの歯がこぼれるようにやめていかれる実態、そういった面とか、一方では、理事の中でも足並みがそろわないといった実態も考慮しますと、非常に憂慮しておるのが実態でございます。とはいえ、先ほど来ありますように、善良な市民を構成員とした社団法人でございまして、しかも受益者が、民間の発注はなくなったといいながらも、やはり市民が受益者でございます。そういった観点から、行政として応分の負担はやむを得ないところでございまして、これは行政の責任としてやっぱり考えていかなきゃいけない部分があると思うんですね。

そういったことを考えますと、今、先ほど来のお話のような最後通告的な判断については、いささかちょっとちゅうちょする面がございます。ただし、時間的な猶予がございません。現実に平成25年度予算からは、公益社団法人を目指すのであれば公益的会計基準にしてくださいといったお願いをしました。それに対してシルバーのほうはそれでやりますということで、公益的会計基準を使われます。これは20年会計基準でありまして、これを使えばおのずから、セグメントというのがありまして、内容が明確になってガラス張りになるということです。ということは、経理面がガラス張りになれば、当然、事業運営についてもガラス張りになってくるだろうという一縷の望みを持っておるわけですが、そういったことに関して、やりまうと言ってみえる限り、やはりそれを「やる」と言っているのを「できないだろう」と言うわけにはいきませんので、もう少しこの状況を見定めながら、最後通告については視野に入れてはおりますが、それも選択肢の一つとした中で行政判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今、副市長の答弁の中に最後通告も視野に入れておるという、その行政

の姿勢というのを私は尊重するというか、やっていただけるといふふうに理解をしております。

最後に、私は、通告以外なものですから御答弁は何もいたしません。というのは、定款上、役員の解任というのが29条にあります。理事としてふさわしくない行為があれば、社員総会において、純正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の賛成をもって解任する。この場合、その理事に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならないともうたっているように、このような状況に至った責任の一端は会員になきにしてもあらず。一端は会員の皆さんにもあるということです、解任権があるんだから。理事に関しても3分の2以上の賛成をもって解任することができるというようにあるんだから、その行使をしなくて陰でぶつぶつ言っているようなことではだめです。だから、今の会員が何名おるのか、有志の方で臨時総会でも何でも、法的なことは私も調べてないのであれですけど、開いて、理事の解任要求をし、出席者の過半数でできるんですから、そのような、さっき副市長が言われるようなことならば、努力もしていただきたい。そのような観点から、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、みづほ会、堀武君の質問を終わります。

次に、清流クラブ、古川貴敏君の発言を許します。

古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） おはようございます。議席番号10番、清流クラブの古川貴敏でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより会派を代表いたしまして、きょうは第1次総合計画・後期基本計画の実施計画より質問をさせていただきます。

御存じのとおり、この総合計画というのは地域づくりの最上位に位置づけられる計画でございます。長期的な展望に立った行政運営を計画的かつ効率的に行うための指針を盛り込んだものでございます。地方自治法の改正により、市町村における総合計画の策定義務が撤廃される中、当市におきましては、今後も総合計画を策定して総合的かつ計画的な市政運営を図ろうとの趣旨のもと、昨年12月に瑞穂市総合計画策定条例が制定されましたのは記憶に新しいところでございます。

この総合計画は、おおむね10年間の地域づくりの方針を示す基本構想を受け、5年程度の行政計画を示す基本計画、また3年程度の具体的な施策を示す実施計画から成るものが一般的なようでございますが、当瑞穂市におきましても、現在は第1次総合計画後期基本計画に沿って行政運営が行われているところでございます。

そんな中、この4月に、平成24年から26年までの具体的施策を示す実施計画が私ども議員に配付されました。本日は、その中から主に防災無線や庁舎改修、また公園整備など事業計画について市のお考えをお聞きしたいと思っておりますので、御答弁のほどよろしく願いいたし

ます。

これよりは質問席にて質問させていただきます。

それでは最初に、情報通信ネットワーク事業より、防災無線のデジタル化についてお尋ねいたします。

本事業に関しましては、総務からデジタル化更新計画のお話を聞いておりますし、また資料もいただいております。たしか総事業費は3億7,000万円程度であると記憶しておりますが、実施計画では今年度が4,800万円、来年26年度が5,000万円の事業予定となっております。

そもそこの無線のデジタル化でございますが、消防・救急無線については、電波法の改正によりアナログ周波数の使用期限が定められましたので、デジタル化に移行せざるを得ませんが、この防災無線に関しましては、現在のところ法規制はされておられません。デジタル化への移行がトレンドというのはわかりますが、防災無線をデジタル化することのメリットは何なのかをまずお尋ねいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、議員の御質問についてお答えをいたします。

瑞穂市の防災行政無線設備は2種類ありまして、1つは同報系無線と呼ばれるもので、市役所からの放送を屋外の拡声子局を通じて一斉に放送するものであります。もう1つは移動系無線と呼ばれるもので、電話等の通信手段が使えない場合の情報伝達の確保を目的として、市役所にある基地局と携帯型の機器で相互間の通話をするものでございます。

今御質問のありました同報系無線のデジタル化のメリットということでございますけれども、1点には、電波ジャックに強い高度な秘匿性があるということ。それから、双方向通信機器を子局に整備することによって、子局と親局との間で双方向の通話が可能であること。それから、データ通信が可能となることなどが上げられます。現状のアナログと比較しますと劇的にデジタル化することによって変わるものではございませんけれども、先ほど言われたように電波の周波数の再編ということで、同報無線については規定は決まっておりますけれども、県内の既に42%の市町村でデジタル化が進んでおるということもございまして、本市としてもデジタル化を進める予定でございます。よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。傍受されない、双方向の機能を有している、またデータ通信が可能である等々のデジタル化のメリット等を今御答弁いただいたと思います。また、もう県内多くの市町村がデジタル化に移行しているということでございます。

それでは、今回の防災無線デジタル化更新計画は、穂積庁舎を親局としまして市内全域に83

の子局を設置する計画になっております。先ほど言いました双方向の機能を有効に活用するためには、当然、子局は災害時における避難所、こういったところにも設置されるべきと考えております。屋外の子局スピーカー方向図案というのもいただいておりますが、この子局の配置は緊急時に備えた計画になっているのでしょうか。

また、当市の計画は同報系無線システムですが、先ほどもおっしゃられましたが、災害発生時に電話回線がつかない場合でも、自治体と消防、警察、病院など生活関連機関を結び、相互に情報の収集・連絡が可能となる移動系無線システムというのもございますが、この移動系無線システムの検討はどのように行われているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 現在の子局の設置についてでございますけれども、避難所にあるのは4分の1程度となっておりますが、その避難所の近隣には子局があります。また、今年度、穂積小学校等で子局を新設いたしますし、巢南庁舎の子局に双方向通話機器の整備を計画しております。

現実に避難所における非常時の情報通信手段としましては、一応、移動系の無線設備を予定しております。移動系無線については、旧町時代に利用していたアナログの無線20基と、MCA無線と呼ばれるデジタル無線55基を現在使用するという事で予定をしておりますが、今後もう少し見直しの必要があるかと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 子局のほうは4分の1程度が避難所に設置されていると。ただ、近隣にはある程度設置されているということでございますね。それとあと、根本的に避難所には移動系のシステムを使って行いたいと。そのための無線機も現在確保されているということでございますね。はい、わかりました。県も移動系の回線は衛星携帯電話というふうに準備しているようでございますので、その辺のところもよく検討されて今後整備していただきたいと思っております。

さて、次の質問でございますが、よく当市の防災無線は非常に聞き取りにくいといったような声を耳にいたします。私自身も、私の家がそうなんだろうが、あの防災無線からの広報はほとんど何を言っているのか聞こえません。市もこういった問題は十分把握されているようでございますので、先ほどの実施計画では、防災無線難聴地域の解消という施策費で今年度に751万9,000円、来年度に750万円の事業費を計上しております。先ほどより質問しております無線のデジタル化や、それに伴う子局の増設も難聴対策かとは思いますが、現在市が考えている難聴解消の具体策があれば、お聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

- 総務部長（早瀬俊一君） 難聴地域の改善については、屋外の拡声子局からの距離や地形及び気象状況などが難聴の原因となっているため、子局の増設 今年度は一応5基の増設を考えておりますや、スピーカーの向きの調整を行っています。ただし、防災行政無線は本来屋外に向けての放送でありますので、室内では聞き取りにくいという場合があります。住宅の機密性も向上していますので、放送が始まりましたら聞き取りやすいように少し窓をあけていただくなどの対応をお願いしているところでございます。また、皆様の費用負担となりますけれども、防災ラジオを購入していただくなり、テレホンサービスによる放送の確認ということをお願いをしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。
- 10番（古川貴敏君） 今御答弁していただきましたとおり、防災無線からの広報がどこにいても同じように聞こえるというのは実際無理なことかと思います。今おっしゃっておられました防災行政無線テレホンサービスですか、これも昨年度より始まっております。ですから、どうしても内容を知りたいときには、電話という媒体を使えば情報を得ることができるわけでございます。もっとも、さらっと言われましたけれども、通話料が自己負担であるというのはちょっと若干ひっかかるところでございます。

いずれにいたしましても、防災無線からの広報内容を誰にでもわかるようにするというのは、今言いました電話や、ほかには防災ラジオ、戸別受信機などといった媒体を使うしか方法がないものと思います。しかしながら、デジタル対応の防災ラジオや戸別受信機ということになりますと当然大きな費用も必要となりますので、そういったものの整備はやはり慎重に検討していく必要があるかと思っております。

そこでまず、防災無線からの広報内容を市のホームページに掲載されることを御提案いたします。

現在、市のホームページには「防災情報」という欄もございますが、いつ見ても「ただいま瑞穂市内に災害緊急情報はありません」としか載っておりませんので、これは本当の緊急時のみにホームページに掲載されるものだと思います。また、日ごろ防災無線から流れているのは、誰々が行方不明ですといった搜索願いのお知らせが多いようですが、これも大切なことでございますので、無線による広報だけでなく、同時にホームページにも掲載されれば、その解決に大いに役立つのではないのでしょうか。

デジタル化されれば音声文字変換することも可能になると思いますので、ホームページの掲載も容易になるかと思えます。また、今、携帯電話といえ、スマートフォンのように、ネット回線を搭載したものが主流になっております。ホームページ上に掲載されれば、手軽に携帯電話から情報収集ができる時代でもあります。こういったことを考えますと、防災無線の広

報をパソコンと連動させることは非常に有効なことだと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいま議員さんから御提案のありましたホームページへの掲載でございますが、今現在のシステムでは一応手動でのホームページの掲載となります。よって、市内に大雨洪水警報、暴風警報などが発令され、警戒本部を設置した場合には、災害情報として警報の発令情報、自主避難所の開設情報、防災無線で放送した内容などをホームページに掲載するという体制を整えたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ごめんなさい、もう1回聞きます。ということは、ホームページに今の内容を掲載するお考えはないということによろしゅうございますか。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 災害時、緊急時には一応ホームページに掲載をするという方向でお願いしたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 恐らく同じ質問の繰り返しになりますのでやめておきますけど、この防災無線に関しましては、隣の本巢市では、誰もが放送を聞けるようにと、希望者には戸別受信機を貸与しております。瑞穂市もこれをまねしろとは言いませんが、デジタル化への移行を進める今、しっかりした、誰もが聞ける対策ですが、こういった方針は決めていただきたいと思います。ただ、こういった情報技術は想像を超えるスピードで進化しているようでございますので、やはり時代に対応した対策を図られるべきとこれからは思います。また、災害時にはこれらの通信システムの機能が十分に活用できるようなマニュアル等の整備もお願いしておきまして、防災無線に関しては質問を終わらせていただきます。

では次に、庁舎改修整備工事策定事業についてお尋ねいたします。

庁舎改修工事につきましては、今年度は主に第3庁舎の改修ということで3,570万円程度の予算が計上されております。そして来年度の事業費でございますが、電話交換機の更新費用と、再来年度、27年度に実施予定の第1庁舎大規模改修工事の設計費として1,800万円が予定されているようでございます。この第1庁舎の大規模改修は、資料によりますと、トイレなどの衛生器具改修や建具改修、また屋上防水や外壁塗装等が計画されておりますが、設計費から見ましても恐らく数億円程度の規模の工事になるものと思われます。

市の庁舎は、地方自治法第244条の定義では公の施設に該当しないとも聞いておりますが、

行政が市民サービスを行う場であるとともに、多くの市民が訪れる、市の顔と言うべき施設でございます。当然、ユニバーサルデザインを考えた市民の皆様に使しやすい施設でなければなりません。

そこで、こういった大規模改修、特に衛生施設などの改修を計画する場合は、市民の意見を聴取し、設計に生かすべきと考えますが、これは時期を見てということになりますが、こういったパブリックコメントを求める考えがあるのかどうかをお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 庁舎の改築につきましては、今議員がおっしゃったように、私どもとしては今年度、第3庁舎の改修を中心に考えております。また、第1庁舎については、この議場の上の防水シート、消火設備の更新、電気室の部品交換等を予定しておりまして、来年度は電話交換機を入れかえたいと。27年度には大規模改修を考えております。

また、27年度の改修につきましては、今おっしゃったようにトイレ関係、においも非常にきつい部分がありますが、配管等が一部腐食等しておるかと思っております。また、建具とか外壁等の改修を含めての改修を予定しております。衛生器具等の交換等、来庁者皆様方に及ぶものにつきましては、できる限りの範囲内で先ほど言われたようなユニバーサルデザインも含めて改修を考えていく予定でございます。皆様方の御意見をいただけるように、設計につきましても意見を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。ただ、この施設につきましても建築後50年近く経過しておりますので、余り過剰な投資はできないとは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。ぜひ多くの方の意見を聞いて設計に生かしていただけたらと思います。

次ですが、今、総務部長が少し触れましたけれども、第1庁舎の耐震性についてお尋ねいたします。

部長がおっしゃられましたとおり、第1庁舎は昭和40年の竣工でございますから、そろそろ法定耐用年数の50年を迎えようとしております。耐震診断では、柱やはり、またスラブ等の断面寸法、鉄筋量、これらは十分耐震機能を有しているとの結果が出ているようでございますが、これも所定のコンクリート強度やら、鉄筋のかぶりといいますか、コンクリートの表面から鉄筋の配置の位置のことでございますが、こういったかぶりが確保されていることが前提の話でございます。当然、50年、60年経過したからコンクリートが使えないということではございませんが、やはりそれにはコンクリートのひび割れや劣化に応じた補強がされていなければなりません。第1庁舎の耐震性は、こういったコンクリートの劣化も調査した上で御判断されてい

るのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） この第1庁舎の耐震改修工事につきましては、平成12年度に一応は済んでおります。この際も、資格のある方による耐震調査をした結果、その調査に基づいてまた設計が行われております。ただ、この庁舎につきましても一部柱等々で亀裂が見受けられる部分がありますので、心配されているとは思いますが、昨年度の調査の際には、亀裂をモルタルで補修する程度でよいのではないかとということで設計業者から回答を得ています。

また、この建物は鉄筋コンクリートづくりでございます。今言われたように、コンクリートだけですといろんな問題がありますが、鉄筋の損傷ぐあいによってまた強度が図られるということで、内部でございますが、今現在では強度が落ちるような状況というのは確認はできておりませんが、これらにつきましても十分設計の際には注意をして進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、庁舎の周りを見ますとひび割れがかなり多うございますので、ちょっと心配しております。劣化診断というのは、コンクリートをたたいて打音法によってコンクリートの浮きやら剥離の調査をする方法以外にも、コアボーリングといいまして、少しコンクリートを抜いて強度試験や塩分、アルカリ量の調査をしたり、また電磁波レーダーによって鉄筋の位置を確認したりとか、さまざまな調査がございますけれども、いかんせん、もったいないということはないんですけど、やはり50年もたつとかなり悪くなってきます。ですから、そういったことも踏まえて工事を行っていただきたいと思います。と申しますのは、27年度の予定に外壁の塗装工事も含まれておりましたので、塗装をかけちゃいますと、もうほとんど後から検査できない状態になりますので、その辺のところを御注意していただきたいと思っております。ありがとうございました。

では、次の質問にまいります。

瑞穂市総合計画に関しましては、この基本構想から実施計画まで、今、市のホームページに掲載されております。特に、先ほど言いました、ことし4月に配られました実施計画につきましては今年度初めてホームページに掲載されたかと思いますが、このように、大まかとはいえ、来年度の事業計画を公表するのは大変よい取り組みであると私は考えております。

望みを言うならば、来年度の施策内容と事業費をできる限り詳しく掲載していただけたらと思っております。もちろん来年の事業を現時点で正確に出せということは難しいことでございます。また、事業によっては毎年同じような施策のものもございますから、今年度と同内容で

掲載されているのもわかりますが、主に施策・整備事業等で年度ごとの施策内容がある程度把握できているものについては、それに応じた事業費も掲上していただきたいと思います。といいますのは、この実施計画の掲載に伴い、市民の意見を聴取して、それを予算編成に生かせれば、これは市民の協働・参画への取り組みが一步前進することにつながるのではないかとと思われるからでございます。

昨年、予算編成の段階でパブリックコメントを求めてはと質問させていただきましたが、これに対し市は、予算の透明性を確保するためにも必要と考えるが、スケジュール的な課題も残るというふうに御答弁されております。また、先日行いました議会報告会では、市は場当たりに事業を行っているのではないかとといった市民の意見もございました。こういった市民の懸念を払拭するためにも、また市民の意見を行政に反映するためにも、スケジュールに余裕があるこの実施計画段階でのパブリックコメントも有効と考えております。もっとも、パブリックコメントと申しまして、当面はホームページ上での意見募集といった形で十分かと思いますが、こういったことを行うことに対して市の見解はいかなものでございましょうか。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 古川議員さんの実施計画の意見募集についてお答えをします。

瑞穂市の総合計画は、瑞穂市第1次総合計画として、平成18年度から27年度までの10年間の基本構想と基本計画を平成18年3月に策定したところでございます。また、策定から5年が経過した平成23年に基本計画を見直し、パブリックコメントを経て、24年3月に後期基本計画を策定したところです。その際に、総合計画の体系であった実施計画についても見直し調整してきたところ、後期基本計画より1年おくれましたが、ことしの3月に議会の皆様にもお示しし、ホームページにも議員御指摘のとおり公開することができました。

本実施計画は瑞穂市のパブリックコメントの手続要綱には該当しないため、あえてパブリックコメントは実施してきませんでした。が、広聴活動の観点から、市民の意見を常時お聞きできるようにしたいとは考えております。なお、この実施計画では平成26年度までとなっておりますので、今年度中に27年度についても加えていきたいと考えています。

今後とも、ホームページに載せて、市民の皆さんの意見をいただきたいと思います。御存じのとおり、総合計画は地方自治法の改正で策定義務がなくなりましたが、昨年の12月議会において策定条例が制定されており、今後とも基本構想は10年、基本計画は5年、実施計画は3年ごとに見直していきたいというふうに思っておりますし、市民の意見も聞きながら反映したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

古川議員の御質問の1番の要旨としましては、以前から一般質問でも聞いております、予算編成の段階におけるパブリックコメントについてですが、この質問の要旨から酌み取らせていただくと、この実施計画をさらにもう少し詳しく目に予算編成時に公表することにより、予算編

成時に市民の意見が聞けると思います。また、先進的な自治体の取り組みも参考にしながら、今後の行政報告会のあり方も含め検討していきますので、またその際には古川議員さんには御報告を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。森部長のほうから想像以上に建設的な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、いい御答弁をいただきましたので、次に公園整備事業についてお尋ねいたします。

公園整備、本事業につきましては、本年度に4億2,367万8,000円の事業費が計上され、26年度には3億2,330万の事業費が予定されております。今年度の施策内容は、公園整備工事が野白新田、牛牧中尾、野田新田番屋口、穂積野口の4カ所、それと公園の用地購入が別府井場、祖父江伯母塚、只越天王前の3カ所でございます。

ここで、平成26年度の施策内容についてお尋ねいたします。来年度は公園整備工事が6カ所、公園用地購入が1カ所の予定となっておりますが、公園の整備はどこを予定されているのか。

また、用地購入の予定地と取得予定面積をお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 古川議員の御質問にお答えいたします。

まず工事箇所は、敷地造成工事として野白新田字扣畑、別府字井場、祖父江字伯母塚中、只越字天王前の4カ所とし、施設の整備工事として穂積字野口（中切地区）と野白新田字番屋口の2カ所で、合計6カ所としております。公園用地の購入箇所は、下穂積地区になります穂積字野口で4,000平米ぐらいを街区公園として予定しております。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

来年の予定をお聞きしましたが、そもそも瑞穂市の公園は「緑豊かで美しい空間づくり」をテーマに、公園・緑地等基本計画に基づいて計画されております。また、昨年には瑞穂市都市公園条例の一部を改正し、住民1人当たりの都市公園敷地面積を、市の区域内においては8平米以上という独自基準を、市街区域内においては5平米以上という基準を制定しております。

瑞穂市公園・緑地等基本計画を見ますと、平成21年2月時点における行政区域内の住民1人当たりの公園敷地面積は4.84平米であります。これは先ほどの8平米という独自基準の6割程度かと思います。また市街化区域、市街化調整区域といった都市計画区域内における1人当たりの公園面積は1.66平米となっております。これはさきの設置基準5平米に対して3分の1程

度となっております。

今申し上げました1人当たりの公園敷地面積は4年前の数字でございます。現在ほどの程度まで整備されているのかをお聞かせください。また、今年度と来年度で10カ所の公園整備工事が計画されておりますが、これらが整備されましたら、この設置基準を満足するための公園敷地面積は残りどの程度となるのかもあわせてお聞かせ願います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 24年度末現在の市民1人当たりの公園敷地面積は、都市公園、児童遊園、緑地等で34万9,391平米あり、行政区域内人口5万2,439人で除すると行政区域内では6.66平米となり、都市計画区域内では、都市公園面積16万9,931平米あり、区域内人口が4万4,991人でありますので、3.81平米となっております。

平成20年度に策定いたしました瑞穂市公園・緑地等基本計画の目標年次は平成37年度となっておりますので、この時点での推定人口5万3,300人、1人当たりの目標面積8平米から42万6,400平米が目標の面積となり、設置基準を満足するために必要な残りの公園敷地面積を算定しますと、行政区域内では、26年度末で37万1,886平米となり、目標面積から引きますと残りは5万4,600平米となります。都市計画区域内では、37年度人口が4万5,100人、1人当たりの面積が5平米から22万5,500平米となっており、26年度末で19万1,302平米となることから、残り3万4,200平米となります。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。数字を並べておりますので、お聞きしている皆様方にはちょっとややこしいかと思いますが、いずれにしても、ここ急速に公園が整備されていると。行政区域内においてあと残り5万4,600平米ということでございましたら、大きな公園を3つぐらいつくってしまえば設置基準に一応到達するということになりますね。わかりました。

それでは、今の御答弁のとおり、近年、都市公園が急速に整備されております。しかし、そのほとんどが2,000から3,000平米クラスの街区公園でございまして、大きな公園はP L A N T - 6沿いのさい川さくら公園だけでございます。

さきの公園・緑地等基本計画では、2ヘクタールクラスの近隣公園や0.25ヘクタール程度の街区公園、さらには小規模な緑地等をバランスよく配置する計画となっておりますが、用地取得の問題もあってか、近年はやはり街区公園クラスの整備が主流になっているようでございます。今後は大きな近隣公園級の配置も必要と思われますが、これに対する市の整備計画があれば、御答弁をお願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

- 都市整備部長（弘岡 敏君） 今議員が言われたとおり、近隣公園、2ヘクタール以上のものですが、都市計画区域で2カ所、その他の区域で1カ所されれば、先ほど申した面積が議員が言われたとおり網羅できるわけなのですが、ただ、2ヘクタール級の公園の整備には公園機能基準、環境、レクリエーション、防災、景観等の基準があるわけですが、それを全部満足させるとすると、まとまった土地の確保が必要となり、それに伴う多大な費用がかかることから、場所の選定、それから市の財政状況を勘案しながら、議会や市民の皆様方と調整を図りながら進めていきたいと考えておりますので、そのときには御協力のほどよろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。
- 10番（古川貴敏君） 今御答弁いただきましたとおり、都市計画区域内において2ヘクタール級の近隣公園の整備というのは、土地の区画整理事業でも行わない限り難しいことかとは思いますが、当然、土地の取得も難しいですし、予算的な問題もございますが、当市は公園が不足しているまちでもございますので、なるべく、できる範囲で構いませんので、近隣公園、街区公園のバランスを考えて今後また整備をお願いいたします。

では次に、ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業についてお尋ねいたします。

これも今の公園と絡んでおりますが、先ほどの実施計画によりますと、道路、公園等のユニバーサルデザイン化推進事業として、今年度に公園整備3カ所、来年26年度に公園整備工事5カ所が計画されております。

公園には環境やレクリエーション、さらには防災や景観といった機能がございしますが、それらの機能を複合的に担えるよう効果的に整備する必要があるとございます。また、公園に設置される施設としてはトイレ、水飲み場、休息施設や遊具施設などが一般的でございしますが、こういった施設も含め、近年は、文化や国籍、年齢、性別、障害等の区別なく、誰もが使いやすい、いわゆるユニバーサルデザインに配慮した公園の整備が普通になってきております。

市としまして、道路や公園の整備にユニバーサルデザインのまちづくり推進事業というのを設けて捉えられておりますので、公園の整備に関し、ユニバーサルデザインへの具体的な取り組みをお考えであれば、お聞かせ願います。

- 議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。
- 都市整備部長（弘岡 敏君） 市では平成24年12月に、高齢者、障害者等を対象とした瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設が満たすべき基準を定める条例を制定しました。内容は、園路、広場、駐車場、通路、階段、便所等の施設を高齢者や障害者等が円滑に利用できるよう、その幅や勾配等を定めるものでございます。現在はこの条例の規定に基づいて整備を進めており、これにより、高齢者、障害者のみならず、幼児や女性にも

使いやすい施設の整備ができるものと考えております。

また、公園の案内看板には英語、中国語、韓国語を併記することにより、外国人にもわかりやすく利用していただくよう考えています。これらを整備することにより、皆がそれぞれの思惑により楽しめる、みんなのための公園づくりを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

ユニバーサルデザインと一口に申しまして、これを進めようと思いますとかなりの事業費が必要になるかと思えます。また、先ほど言いました0.25ヘクタールクラスの街区公園で余りユニバーサルデザインにこだわりますと、道路の勾配をとれとか云々で、肝心の公園の敷地面積が少なくなってしまう可能性もございます。そういったことも含めてですが、誰にでも使いやすい公園を考えていただきまして、今後整備をしていただきたいと思います。

また、当然、当市は先ほど言いました街区公園級の公園が今後も整備されていくかとは思いますが、一応、街区公園の誘致距離250メートルというのもございますので、土地の取得関係から難しいところもございますが、ある程度この誘致距離も目安に入れて計画していただきますことをお願い申し上げます。

それでは最後でございますが、市民参加システム確立事業についてお尋ねいたします。

まちづくり基本条例が制定され1年が過ぎましたが、市政への市民参画・協働といった機運が今徐々に高まっているのではないかと感じております。5月に行われました瑞穂市合併10周年記念事業は、まさに市民の手づくりといえますが、市民協働・参画への第一歩となる事業であったと思います。

そこでお尋ねいたします。市民参加という観点から、この合併10周年記念事業に対し、どのような感想を持たれておられるのか。また、これを踏まえて、今後の市民参加システムをいかに確立すべきと考えられているのかをお尋ねいたします。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） それでは、古川議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まちづくり基本条例でございますが、この条例制定に当たりましては、星川議長が検討委員会の会長を務められ、古川議員は市民公募の委員として見識ある市民の立場から御参加をいただきまして、活発な御意見を頂戴する中で、さまざまな御提案や御支援もいただきまして本条例が制定する運びとなったものでございまして、改めてお礼を申し上げるところでございます。

そこで、議員も御指摘されるように、条例の理念をまさに実証実験する形で合併10周年記念

事業を市民に託して実施できましたことは、市としとしても一つの方向性を目指す上において、かけでもございました。そのかけを行ったわけですが、結果的には見事に成功裏に終えることができました、このことは市にとりましても、市民にとっても、大きな自信、財産として誇れる結果になったものと総括しておるところでございます。

それで、合併10周年記念事業そのものは一過性のイベントでございますが、そこで培われた市民パワーといいですか、あるいは郷土愛といいですか、そういった市民の心構えのこの成果をどのように生かしていくかというのが課題であるということを認識しておるところでございます。市民の中に芽生えました郷土づくりへの思いが今後のまちづくりに新しいエネルギーとして生かしていける、そういう道筋をどのようにつくっていくかということ、これはいろいろ頭を悩ますところでございますが、一方で視点を変えてみますと、瑞穂市は通勤圏等交通の利便性のために人口増加を見ておるところでございますが、かつて瑞穂市に在住された方も今は定年退職をされて、今まではここで住まいがあって、どこかへお勤めに行ってみえた方が、今は昼間人口、いわゆる昼間もこちらにお住まいである方が多うございます。そういった方々は、さまざまなステージで経験をされてみえるということで、いろんな知識をお持ちであり、また活躍してみえた、そういうネットワークもお持ちだということを感じておるわけですが、そういった方々にもやはり御意見をいただく場をつくっていくことは、今後のまちづくりにとっては欠かせないんじゃないかなという思いでおるわけでございます。

それで、基本的には「まちづくりの主役は市民」の理念のもと、情熱とある意味節度を持った市民がそのパワーとエネルギーを発揮していただく場をどういうふうにつくっていくかが課題でございまして、課題、課題と言っておってはなかなか進みませんけれども、その場をつくるのもまた市民参加のもとに考えていけないかなというふうにと考えるとところがございます。

そこで、改めて申すまでもなく、市長のマニフェスト、議会の定例会のたびに配付をさせていただいておりますが、きょうも、これは25年5月版ですが、1枚めくりますと柱1、これをちょっと読ませていただきます。情報公開の徹底と市民総参加のまちづくりを推進、無駄のない効率的財政運営となっております。要は考え方としては、市民参加が進めば効率的な行政運営ができるんじゃないかということでございますね。そしてこの柱の項目に、市民参画と市民協働のまちづくり、 として新しい公共の仕組みづくり、 として自分たちの地域は自分たちで築く、 が互いに助け合うコミュニティづくりとなっております。

このマニフェストの理念をいかに具現化していくかということが行政の課題でございますが、これには情報を共有して、いわゆる公開して、そして市民の皆さんの意見もお聞きする、そして議会の皆さんからも御提案をいただくと。このスタイルを貫いていけば、おのずからまちづくりの方向性が見定められていくんじゃないかというふうに私は考えておるところでございます。

して、先ほどもお話がございましたように、もし必要であれば、予算査定の状況においても公開できるようになれば、これは本当にさまざまな効果が生まれてくるんじゃないかと思っておりますし、全国的にはそういったことをやっておられるまちもございます。そういったところも参考にしながら、これからまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 今、副市長がおっしゃられたとおりだと思います。市民協働・参画には、市長のマニフェストにもございますとおり、積極的な情報の公表、それと多くの方の意見聴取、それらをいかに市政に反映させるかが今後の新しい行政だと思います。こういったことが進められれば、今おっしゃられた新しい公共というシステムも必然的にできてくるんじゃないかと思っております。今後も御答弁のとおり積極的な取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） それでは、清流クラブ、古川貴敏君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。再開は11時10分からといたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時12分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新生クラブ、棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

本日は、傍聴の方々、早朝よりまことにありがとうございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきました。新生クラブの会派代表質問として本日は質問させていただきます。

現在、瑞穂市の高齢化率は17.8%でございます。今後ますます大きく進行が想定されています。高齢化につきまして、今後、瑞穂市としては、福祉に必要な経費、そして市民の就労、そして市税収の向上など、さらなる基盤整備が必要となってまいりました。企業、店舗、学校、病院、介護施設等の新設の必要をますます感じるこれからの5年、10年先ではなかろうかなと思います。堀市長が立候補されました6年前にも、大切なことは基盤整備ですと明言され、マニフェストにも細かく細部にわたり組み込まれました。この現在進行中の計画及びこれから計画されようとしておりますそのような基盤整備について、この後、質問席に移り、質問させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

昨年、2回、3回、もっとしましたかね、市議会でもまた森議員さんのほうから質問があったと思いますが、国道の6車線化、片側3車線の6車線ですね、このことにつきまして昨年の質問に対する回答は、選挙が12月に行われますので、政権が変われば考え方も変わるんじゃないかなろうでしょうか。基本的なことはかなりできているみたいですから、12月の選挙の結果次第、政権次第でいけるんじゃないかなろうかなということで、それで私どもの会派会長の小川会長、そして市長の堀市長からも、衆議院の選挙のときには、くれぐれもこの後は6車線化をお願いいたしますというふうで御進言、また候補者に対してお願いもしていただいたわけですが、そうしたら早速、そこら辺が通ったのか、政権としてこれからこの国道6車線化は必要じゃないかなろうかなということに至ったと思うんですが、工事看板も目にするようになってまいりました。

そのことにつきまして、この6車線化、今後どのように進んでいくのか明細を御存じでございましたら御説明いただきたいということと、それと同時に、岐南町の辺までは高架化がされておりますが、この高架化されること自体が瑞穂市にとっていいことなのかどうなのかは私もちょっとわかりませんが、あわせて高架化についても何か計画があるようでございましたら御報告いただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 一般国道21号の6車線化及び高架化についてお答えします。

市長が強く要望してまいりました6車線化工事につきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、沿線にも工事看板が立っておりますとおり、北側の上り線につきましては穂積中原交差点から犀川左岸までの約2,600メートルを、南側の下り線につきましては穂積中原交差点から野田新田交差点までの約1,100メートルを、平成26年1月末までの工期で実施すると伺っております。残りの区間につきましては、引き続き工事を継続していただくよう要望してまいります。

また、高架化につきましては、岐阜国道事務所に伺いましたところ、地域高規格道路岐阜南部横断ハイウエーの計画路線となっている状況ですが、現時点で整備については未定ということですので、御理解いただきたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） それでは、野田までの1,100メートルはすぐにかかっているということで、完成が26年、来年の1月末ということで、地元に立っている看板と同じことだと思いますが、本当にこれは長い間何回も要望してきましたし、それと同時に、いい答えをいただいたことは本当に最後、助言として先ほどのようなことをいただいただけで、それ以前は全く見通しも立たない、何ともならないということばかりずうっと続いてきまして、ある意

味ではありがたい衆議院選挙だったんじゃないかなと思うんですが、結果論としてはそのように思います。

ただ、1つ心配な部分は中原交差点ですね、この基幹になります中原交差点。これは岐阜県でワーストで、常に悪いほうから、事故率がとにかく悪くて悪くてどうしようもないときで3位ぐらいだったと思います。今でも、多少事故が仮に少なくなっても、率直なところ6位までには絶対入っているという状態でございます。ここについて、ある程度計画的なことを御存じでしたら、お知らせいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 議員御指摘のとおり、交通事故ワーストテンの中にいつも常連のように入っている交差点ですけれども、現時点では抜本的な対策をとるというふうな形のものとは伺ってない状況です。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

続いて、多少の関連もございますが、今度、東海環状道路の西回りルート、これが瑞穂市で言いますと一番北のところで接点が出ます。これについても、せっかくこの6車線化、長年の懸案であったものが片づくとなったらこんなにスムーズにいくもんでございますので、何かいい陳情方法、また、こんなようにやっていったらいいんじゃないかなと。これは、これからの瑞穂市の10年先、また20年先、あのときにやっておけばよかったなというふうで、今頑張っておけば何とかかなと思うんです。そして、これがうまくいかなかった場合には、しまったなということで、やはり後になって後悔することになるんじゃないかなと思います。

ですから、今回の6車線化の成功を一つのいい例として、やはり議会、そして市長、そして県、そういったところと何とかスクラムを組んでやっていきたいと思いますが、そのことにつきまして、今こんな動きをしているんだよとか、こんな方法があるんだよとか、そういった計画がございましたら、お教えくださいませ。お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 東海環状西回りルートのスマートインターチェンジの設置等についてということでお答えします。

東海環状自動車道西回りルートのうち、市内を通りますのは本巣市境の北西部の一ツ木地区の根尾川左岸堤防から延長約500メートルで、路面の高さは現地盤から約15メートル上のところになります。昨年度は用地測量を実施し、今年度から用地買収を進めると伺っております。

当市から最も近い東海環状自動車道のインターチェンジは（仮称）大野・神戸インターチェンジで、一ツ木地区からは根尾川を挟んで1キロメートルほどしかなく、市としてはアクセス

道路となります主要地方道岐阜・巣南・大野線の整備促進を図りたいと考えておりますので、
よろしくお願いします。

〔 6 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○ 6 番（棚橋敏明君） ということは、率直に申しますとスマートインターはつくれないということですね、1キロぐらいですから。そういうことですね。スマートインターは、もっと私はこれから10年先とか5年先になれば一般化してくると思うんですね。

1つ、またこの関連で、その次に移りながらこの話をさせていただきたいんですが、せんだって安八町へ御挨拶に伺ったことがあるんです。その町長さんがちょっと対応していただきまして、いやあ、瑞穂さんとは仲よくやっていきたいわと。おたくのところの市長とは1字しか違わんからねという冗談も交えながら、安八の新しいスマートインターといいますか、インターチェンジのことを御説明いただいたんですが、やはり安八さんでも随分このスマートインターを、いや、必要ないんじゃないかと。ということは、羽島のインターとそんなに離れてないからということで、安八と羽島も、ぱっと今、大野のインターと1キロとおっしゃられましたが、安八から羽島までも私は似たような距離じゃなかろうかなと思います。

そんなことから、ここで諦めてしまうんじゃないしに、何とかスマートインターをつくる方法というのはないのか。また、住民の方、また市民の方々から、何としてでも瑞穂は瑞穂なりに欲しいんだという要望があるのかなのか。そういったところも踏まえた上で、何か調整監の御存じの部分がありましたら、また市長のほうで何か御存じの部分がありましたら、企画部長でも結構でございます、何かそういったことに、ニーズ及び、やはりこうだよというような御意見をお持ちの執行部の方がおられましたら、どうか教えてください。お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 安八のスマートインターに関連した質問にお答えいたします。

安八スマートインターチェンジと羽島インターチェンジの距離についてですが、3.5キロメートルほどあります。逆に大垣インターチェンジと安八スマートインターチェンジの間が3.3キロということで、ほぼ中間地点に位置しております。そういうことから今回許可されたのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 棚橋議員のほうから基盤整備につきましている御質問をいただいております。私のほうからそれぞれ御説明を申し上げたいと思います。

まずこの21号バイパス、これは岐阜県の南部横断ハイウエー、高規格の道路に位置づけられておりまして、瑞穂市内だけが6車線化ができてないというところから、私も就任させていただきまして、国のほうへ、また道路整備の関係のいろんな会合がございまして、そういったと

ころにおきまして必ず強く要望をしてまいりました。

この事業におきましては、平成24年の補正予算、国のほうで13兆1,054億円、これが2月に補正が通りました。この関係の24年度の補正の中でこれは対応していただくわけございまして、上り線が2工区、そして下り線が1工区、事業費としまして3工区になりますと約7億5,000万円で整備がされるわけでございます。私どもとしましては、25年度の予算でも引き続いてやっていただけるように強く要望していきたい、このように思っておるところでございます。これは御案内のように、土地自体は昭和40年代に取得がされておる、そういう中におきまして岐阜県の中で一番交通量の多いのがこの21号バイパスでございまして、それが瑞穂市だけができておらんというところでございますので、強く要望しております。

また、高架の話がございました。

長良川の穂積大橋から東への高架、これも以前に計画されたところでございますが、国土交通省としましてはこの事業もいろいろ鋭意検討されておりました、数年先ぐらいには着手がされるようなことを、私としてはそのように聞いておりますが、まだ発表はされておりませんが、そういう意向でございます。

スマートインターの関係、東海環状自動車道ですね。

東海環状自動車道は、御案内のようにこの西回りルート、昨年、ぎふ清流国体にあわせまして、養老のジャンクションから大垣西インターチェンジまで8月25日に完成しまして、岐阜国体に間に合ったわけでございます。以来、どんどん整備が引き続いてできておりました、平成32年、2020年ですね、これまでに西回りルートが全て開通します。ですから、これから7年ちょっとで全部、四日市から関のインターまで全て、これから7年ちょっとで急ピッチで事業がなされまして完成します。

その中におきまして、今、スマートインターチェンジが瑞穂市でできないかと。

瑞穂市を通りますのは旧巢南の座倉地区、ここの一番上のところで旧真正町との境目でございまして、ちょうどそこに住宅が6軒ほど建てられておりました、この住宅が3軒ほど立ち退きにかかります。そういった形のところで、旧巢南の中、瑞穂市を通りますのは約500メートルぐらいの間でございますので、そこにスマートインターチェンジをとるといようなことはとても至難のわざでございまして、すぐと根尾川を越えました向こうに大野・神戸インターチェンジができます。そういう関係でございますし、また私どもの役場のちょうど西側、庁舎の西側にございます北方・多度線、国道157号線ですね、これの先にちょうど北方自動車学校がございまして、あそこの上を通りまして、この縦貫を越えました東側に糸貫インターチェンジができますので、私どもとしましては、大野・神戸インターチェンジ、そしてもう1つは糸貫インターチェンジ、もう本当にごくわずかの時間でインターチェンジへ入ることができるわけでございます。

特に、大野・神戸インターチェンジに入りますのは岐阜・巣南・大野線といいまして、今、巣南リハビリセンターのところでとまっております道路ですね、あの道路を西進させる、これが一番大きな市としての課題でございまして、これには、ことし用地買収に入っておりますので、早く犀川に橋をかけていただく。これによって西へ進むわけでございまして、西へ行きますと根尾川の堤防がございますが、ここに橋をかけなくてはいけない。これは西濃のほうから橋をかけていただいて、何とか私どもとしましては根尾川の左岸までを早く整備を、これは県の高規格の道路でございますので、県のほうへしっかり要望してまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○ 6 番（棚橋敏明君） ということは、やはり大野のインターへはしっかりとした取り付け道路をつくるということで、やむを得ないんじゃないかということで市長から今答弁いただきましたので、一日も早く、とにかく西回りルートができますときには、大野のインターまでスムーズに取り付けれる道路をこしらえていただきたいと思います。

それと同時に、安八のスマートインターですね、こちら北側から出入りするスマートインターになるわけでございます。ということは、安八から見まして北側ということは、私たち瑞穂のほうに向くわけですね。それに対する取り付け道路、これについて何か計画は既に練っておられるのか、そちらについてちょっと御回答願います。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 具体的な市で何かやるということは現在のところございません。アクセス道路としましては、瑞穂市役所の穂積庁舎から 2 車線改良済みの北方・多度線、安八・平田線、今回インターチェンジをつくと同時に安八町のほうで整備されます新設の町道で、距離は約 10 キロメートルぐらいのところになります。また、巣南庁舎方面から行きますときは美江寺・西結線が、将来は現在事業中の西部環状道路もアクセス道路となり得ると思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔 6 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○ 6 番（棚橋敏明君） ちょっとどの状況がいま一つ描けないもんですから、ただ、利便性が高まるということだけは事実でございますので、いずれにしても、これから道路改良を含めまして、より便利にスマートインターが利用できるようなこと。特に、やはり羽島インターへ行かれるよりも、恐らく安八のスマートインターができればそちらを利用される方が多くなると思われますので、今後その推移をみながらしっかりと道路行政を行っていただきたいと思います。

その次、この市内、ここ最近つくづく思いますのが、高齢の方々のマークのついた車が非常に多うございます。あっちを向いても、こっちを向いても、本当に交差点でぱっと見たらどこかに必ず高齢者の方々のマークの部分がございます。

それで私、ふと思いますのに、以前、このまちで環状道路をつくろうじゃないかと。どこへ行くにも、瑞穂市内で環状道路をつくれば、市内どこへでも安全にぐると外回りの部分からこの中にひゅっと入れば行けるような、そんな道路を構想したらいいんじゃないかということで、これはたしか市長のマニフェストかなんかでもあったような気がするんですが、私たち新生会のほうからもこれに近いようなことの要望もさせていただいているわけなんです、この計画というものは、これだけやはり福祉車両、また高齢者の車が多くなってきたときに、すごく利便性が高く、なおかつ必要な道路に私はなっていると思うんです。

この瑞穂市内の環状道路、これに対するお考えとか、計画中なこととか、今後こういうふうにやっていきたいとかありましたら、御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 棚橋議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市の環状道路の一翼となります北側のほうなんです、主要地方道岐阜・巣南・大野線は、県道田之上・屋井線までの事業区間0.5キロメートルについて、昨年度、森地区において事業説明会、用地測量及び境界の立ち会いを行い、今年度から用地買収を進める予定であります。

そして、今議員が言われるような市内の環状道路に関しまして、これに結んでいくわけなんです、現在、社会資本整備総合交付金事業で進めております市道西部環状道路の整備状況ですが、宝江地区におきましては、今年度は宝江川の橋梁工事を施工し、完成する見込みであります。これによりまして、主要地方道北方・多度線から県道美江寺・西結線までつながることになります。また、古橋・中宮地区におきましては、今年度には県道穂積・巣南線のガソリンスタンドから南へ向かってですが、その交差点から第1期工事区間約1キロメートルの整備を完了する見込みであります。これによりまして、今年度末には西部環状道路の整備延長3.7キロメートルのうち1.8キロメートルが完了することになり、整備率は49%となる見込みでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今この計画が約四十数%進んでいると伺ったんですが、本当に高齢の方々の車を考えましたら、もっとスピードアップして、安全に走れる道路というのは絶対必要だと思うんですね。それでなおかつ横に歩道もしっかりとついた道路、やはりそういったものが余りにもこの市内に少な過ぎると思います。車椅子の方々だって通るところがあるわけじゃ

ないんですから、それが100%を目指しているのは、どれぐらいのところを目指しておられますか、大体100%整備できますよと言われるのは。先ほど四十数%とおっしゃられたもので、あえて伺います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 西部環状道路の上りに関しましては、横屋のほうなんです、そちらから宝江に向かってくるわけなんです、樽見鉄道、それから国道21号までの線形を今年度業者に発注いたしまして、道路線形を今調整中でございますので、樽見鉄道の間、先ほど1キロと言いましたが、あと樽見鉄道の間は500メートルぐらいございますので、今年度にはその用地買収等々、それから補償等もございますので、その部分まではやっていきたいと考えております。将来は、今申しましたように、その線形に沿って用地買収、道路の整備をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 同じようにこれは整備の方に聞きたいことですので引き続いていきたいんですが、市内の河川で1級河川というのが16本あるわけなんです。この中で、五六川、それから牛牧の閘門、特に牛牧の閘門のところは非常に川幅が狭くなっております。閘門に合わせて、また閘門だけでしか水が抜けないという状態でございますね。

それで、やはりこれから梅雨どき、こういった水のことについて、その先にある五六西部排水機場の問題もございます。こういった一帯の、ゲリラ豪雨が起った場合、ちょうど都市整備部長が先ほど道路のことでお答えいただいたものですから、引き続いてちょっとこら辺のことについて、特に危険を感じますが、やはり1級河川の中でも五六川、水量、水を流すための危険を感じますし、それから起証田川に至りますと、非常に川の流れている長さが短くて、逆に今度、住宅のあるところばかりを通過してくるということで、非常に汚染されているんじゃないかなという状況になっております。

それでなおかつ、今の川をつくる場合、流しやすいということばかり考えて、河床もコンクリートを打ってしまうとか、擁壁は当然コンクリートになってしまうと。まだ穂積町のころですが、ちょうど五六川の親水公園ですかね、あれをつくるときにアンケートをとられまして、そのときに、藤前干潟が注目されていたときでもあったものですから、魚のすめる川にする、魚の逃げる川にする、魚が隠れる川にする、そして悪水が自然浄化される川にするのが川づくりではなかろうかなというようなことがよく言われて、アンケートの中でも正確にそういったことを図面を出してこられた方もおられたわけです。それに基づき、長良川河口堰の上のところのブランケットと水に接する部分をどのように改良するかというところで、やはりこのような意見も取り入れられまして、護岸のところは砂利をメッシュの中に入れてつくるとか、ブラ

ンケットはこういうふうにつくるとか、ちょっとやり方を変えられたという経緯があったと思います。もちろん都市整備部長はその当時も穂積町の職員をしておられましたもので、そういった経緯も御存じだろうと思いますが、非常に擁壁のしっかりした起証田川とか、そういったところに対しては、今度、においの問題とか、そういったものが出てきております。

それから、せんだって本巢市でヒ素が発生したということで、この下流に当たります政田川の方々からは果たしてヒ素っていいのかねというような意見も出てまいりました。こういったことを全て網羅しまして、一遍ちょっと市内の今の河川の状況、何かありましたらしっかりとした御報告をちょっとお願いしたいと思います。

- 議長（星川睦枝君） 白河調整監。
- 調整監（白河忠良君） 五六川の牛牧閘門及び五六西部排水機場の関係についてお答えいたします。

1級河川五六川は、牛牧閘門を含む上流は岐阜県管理、その下流から犀川合流までは木曽川上流河川事務所管理となっております。牛牧閘門を除く上流については低水路幅約39メートルで、おおむね2分1確率で改修ができていますが、先ほど議員が御指摘のとおり、牛牧閘門は幅2.7メートルの樋門が2連しかないことから、上流から流れてきた水を十分に流すことができない状況にあります。そのため、牛牧閘門を含んだ下流部の早期の河川改修を岐阜県及び木曽川上流河川事務所に強く要望し続けているところで、両機関とも調査・検討をされると伺っております。河川改修の計画によっては、現在の五六西部排水機場が支障になることもあることから、当排水機場の改修については関係機関と調整を図りながら検討する予定でありますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

- 議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。
- 環境水道部長（鹿野政和君） ただいま議員から河川の水質という関連の項目もございましたので、少しお話ししたいと思います。

河川の水質につきましては、市のほうで市内の7河川につきまして、年4回、河川の水質の調査をしております。その中で、残念ながら起証田川、政田川というところは調査対象の河川になっておりませんが、その下流の犀川、五六川の水質につきましては検査を上流・下流でしております。ここにつきましては、水質のほうは比較的良好というふうな検査結果が出ております。むしろ穂積、稲里地区の新堀川とか中川、こちらのほうの水質が悪いというような結果が出ております。

それから、少しヒ素の話が出たところですが、これは本巢市の浅木というところの某企業の造成地でヒ素が出たわけですが、これは昨年10月に出たお話でして、原因としては恐らく埋め立てをした土壌に原因があるんじゃないかというふうで、その当時は半径250メートル以内の井戸54本、これはほとんど本巢市内でおさまっておりますが、これにつきましても環境基

準に適しているというような確認はされております。ただし、引き続き県のほうで経過措置ということで監視をしているところで、ことしの5月にはまだ土壌についてヒ素の基準以上が出ているところがまだあったということで、引き続き監視をしているというような状況でございます。

この下流にあります政田川で先ほど言いましたように水質の調査はしておりませんが、その下流側にあります犀川、北犀川橋でヒ素の検査項目として毎年行っておりますが、これにつきましても基準以下で、ヒ素については検出されてないということを御報告させていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） やはりちょっと心配なのが牛牧閘門なんですね。文化的価値は本当にある程度高いと思います。ただ、2.7メートルが2つとおっしゃられましたね、ということは5.4メートルで、その上にかなりの流域がございます。果たしてそれで、昔のように逆流とか、排水機が物すごくよくなってきたとはいうものの、最近、ゲリラ豪雨が山ほど出ていますね。昨年でしたか一昨年ですか、可児市のこともございますね。いまだにあのときに亡くなった女性の方は見つかってないと思います。それも、子供を送っていくさなか、それもほんのちょっとしたときにわーっと水がたまると。だけど逆に言ったら、ゲリラ豪雨でそれだけ水がたまったということは、流れないからそうなったわけです。ですから、牛牧閘門で詰まってしまうとか、そこでどうしても流量が制限されるもんですから、その上がだーっと今度いつときに水がたまった場合にどうするのかということもございます。

ただ、あれだけの牛牧閘門の文化的価値もありますし、皆さんの先祖の方々の本当に血の塊かもしれません。ですから勝手なことは言えませんし、勝手なことはできないのかもしれませんが、ただ、その功績は功績でどこかに残すということを基本に置いて、やはりあそこの河川改修はしっかりやらないと、その上の流域の方々は多大な被害をこうむる可能性、それも人命にかかわることが起こるんじゃないかなと私は危惧いたします。

ですから、これからますます調整監にもお願いしたいし、また市長のほうからも、くれぐれもやはり一つのこれはネックだと思っていただきまして、いろいろ県のほう、国のほうに要請していただきまして、何とかしていただけますとその上の流域の方々も安心なさるんじゃないかなと思います。文化財として眺めているうちには本当に心豊かでありがたいものだと思いますが、ただ、リスクもそれだけあるものだという事は、どうか執行部の方々も、御存じだとは思いますが、御認識をさらに高めていただきまして、何とかここを安全な水が流せるようによろしくお願いしたいと思います。

ちょっと時間の関係もございますので次に移らせていただきますが、あともう1つ、今のヒ素のことですね。これは本当に住民の方は物すごい心配をしておられます。私、情けない話が、

ヒ素というものはこういった影響が出るのか、私はそんなに高い認識は持っておりません。ただ、あの方々から伺っておりますと、とんでもないことじゃないかと。

それと同時に、伏流水は、旧真正町であろうが、本巢市であろうが、瑞穂市であろうが、下を流れている水には境界はございません。極端なことを言ったら、警察の管轄権とかそういったことが一切ないわけですね、下を流れている水には。どこもかもが同じように流れてくるわけです。ですから、政田川が大丈夫だからどうのこうのという問題でもなかろうと思います。やはり正確なお答えをもらうまでは住民の方々は安心できないんじゃないかなと思いますが、この5月の時点では正確な答えが出てないということを今受けましたが、いつごろだったらこうといったことは正確な答えが出るんですかね。非常に部長としても答えにくいところだとは思いますが、ちょっと何か目安とかありましたらお教えください。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今お答えしましたのは、県からの公式発表について私ども情報を得ているものにつきましてお答えしたわけなんですけど、その時期をいつまでというところまでは私どもつかんでおりません。ただし、やはり原因としましては企業の新たに埋められた土壌に原因があるんじゃないかというところで、5月の発表におきましては、下流側に観測井戸を設けてそこでヒ素の監視をするというところと、その土壌の撤去になるかわからないんですけど、それらを考えておるといようなところで、あと汚染区域の指定をして汚染土壌の除去、それから観測井戸の定期水質監査の指示をしているというような状況で、ちょっと期限につきましては今不明なところがございますので、よろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今後また県のほうからの報告がいろいろありましたら、私たちにもお教えくださいますようお願いいたします。

それではその次、下水道の整備について、先ほど起証田川のことでも例を出させていただきましたように、今、各河川が非常に浄化しにくい状態になっております。合併槽、また単独槽、浄化槽から出たものがどうしても河川に一部は流れ出るということは否めない事実だと思いますので、やはりその分、さらなる下水道の整備が必要かなと思いますが、進捗状況はいかなものでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） ただいまの御質問ですが、都市計画法では、都市計画区域について下水道は都市施設の一つと掲げられておりまして、少なくとも市街化区域には円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するため、道路、公園、下水道を定めることになっております。そのようなことから、議員御指摘のように、将来を見据えた上でまちの発展を考え

ますと、下水道は最低限必要な都市施設というふうに考えております。

瑞穂市では、水環境改善の観点からも下水道施設は基盤整備事業として捉え、平成21年度に市街化区域、それから市街化区域に隣接する調整区域、そこにまた隣接する都市計画区域外の集落等を含んだ約1,270ヘクタールの区域につきまして、瑞穂市公共下水道全体計画を策定して、事業費、維持管理費等から財政シミュレーションを行い、将来の財政負担の軽減を目的とし、現在では下水道基金を計画的に増資しているところでございます。また、平成23年、24年度には、自治会の協力のもと、瑞穂市の下水道事業の現状とその必要性、計画について校区単位で市民の皆様方へ説明会を開催し、その際にありました御質問、御意見をまとめ、広報、ホームページにより下水道情報の提供に努めております。

さて、下水道事業の根幹的施設であります処理場用地につきましては、一昨年、23年12月に、市としまして最も最適であるというような候補地につきまして地元の自治会役員の方に御協力をお願いをしておるところではございますが、今のところは御了解を得られないことができないというところで、引き続き現在も交渉中の段階でございます。

今年度は、議会の下水道推進特別委員会とも協議しながら、地元の説明会、それから地権者の説明会を開催したいと思っております。一步でも二歩でも事業が前に進みますよう丁寧な説明と誠意を持って対応し、地元の御理解を得るよう粘り強くお願いしていくことを考えておりますので、議員の皆様方にも御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔 6 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今、地元の方々と根気よくお話をこれからしていきますというお話がありましたが、本当に私はそれが一番大事かなと思うんです。やはり過去にいろんな迷惑な、地元にとっては迷惑施設と言われるものをいろいろ瑞穂市の中においてもつくってきたわけなんです。やはり地元の方々に迷惑をかけてはいけない、それが一番基本じゃなかならうかなと思います。いかに終末処理場がにおいがなく、いいものになってきたとしても、やはり迷惑施設であることは事実だと思しますので、根気よく、部長さんだけでなしに、私たち議員も根気よくまた地元の方々と話していかなきゃいけないんじゃないかならうかなと思います。ですから、そういったところで全市一体となって、本当に地元の方々に御迷惑にならないように、また、いい意味で引き受けていただけるようなお願いに上がるべきじゃなかならうかなと思っております。

それと同時に、万難を排してとにかく一日も早く下水を整備しなければ、このまちの川は自然的に浄化する機能はもう失っております。やはり河床もしっかり固められた河床になってきておりますし、擁壁もコンクリートでございます。そのためにも、やはり他市に誇れるまち、また他市に誇れる整備をしないことには、一番の基盤の基盤じゃなかならうかなと思いますので、

地元の方々に何とか納得していただいて、一歩も二歩も進められるようにみんなで歩いていかなきゃいけないものじゃなからうかなと思います。

それではその次、同じように基盤の中で、朝日大学との連携というものがございます。

このことにつきまして私自身が思いますのは、例えば今回、大月のグラウンド、これなんかでも例えば非常に専用グラウンドでございます。なかなかふだんの平日に使っていただける方は少なからうと思います。例えばこういったものにつきましても、朝日大学さん、どうか平日に使ってくださいと。それで使用料をいただければまた収益にもなるわけですし、そういった意味。またそれ以外のことにつきましても、朝日大学さんも物すごく法学部が充実しつつあります。ですから、以前とはやっぱり朝日大学さんも瑞穂市に対する気持ちも変わってきておられますし、それと同時に、例えば朝日大学さんにもしも仮に高等部があり、高等学校があれば、私たちの子供たちが外の学校に行くよりも瑞穂市内の高等学校に通えば、よりこの瑞穂市を愛してくれるんじゃないかなと思いますし、瑞穂市内の高校を出た人たちがまた次の世代として瑞穂市を愛してくれるんじゃないかなと思います。

そういった広範囲で朝日大学と再度連携を、何かきっかけをつくっていただけないものかと思いますが、そういった連携に対する計画というのはございますでしょうか、お答えくださいませ。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 棚橋議員さんの朝日大学との連携についての御質問にお答えをいたします。

朝日大学との連携については、棚橋議員さんがおっしゃられるとおり、市内の朝日大学があるという強みを最大限に活用しない手はありません。市内に朝日大学があることは近隣の他市町からもうらやましく思われており、市ではこれまでもたくさんの連携をしておりますが、教授や先生には審議会などの委員をお願いし、学生さんにはボランティア活動から委員さんまで、留学生さんにはフェスタや国際交流として連携をしています。合併10周年実行委員でも、学生さんの活躍では提案や発想には物すごいものがありました。

朝日大学では、来年の4月より新たに看護学科も新設されると聞いております。瑞穂市としても実習施設などで協力をしていきますが、さらに学生さんがふえるということで、今後とも朝日大学とは多方面での連携協力をお世話になりたいと考えています。また、朝日大学の経営学部で、まちおこしを研究してみえて熱意のある先生がお見えになりますので、瑞穂市の職員にも職員研修として計画をしています。これからのまちづくりに朝日大学との連携も含めて何かヒントはないかと考えております。

もう1点ですが、朝日大学の学生さんは、多くがJRで通学して、穂積駅からはそのままスクールバスで学校へ行って、また同様に帰りも帰ってしまうということで、例えば駅前に学生

の拠点となる場所があって、そこに学生さんが集い、そこからボランティア活動が始まり、さらに防犯活動やまちづくりにというように、市民が集い合う新しいまちづくりも展開される例も全国にはあります。とにかく朝日大学の学生さんがそのまま帰ってしまうのではなく、駅の周辺で足をとめていただけるような拠点があればと考えています。昨年視察に行きました塩尻市でも、空き家を利用したそんな拠点があり、学生が主体で管理をし、市民、市の職員がまちづくりやまちおこしで集う場所がありました。そんな視点からも、今後、朝日大学との連携を考えていきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今後、やはり大学、これは瑞穂市の宝でもありますし、お互い利用し合えるものは利用し合っていて、例えば極端なことを申し上げましたら、ネーミングライツで朝日大学さんの看板をどこかにつけてみるとか、例えば大月グラウンドでも、朝日グラウンドとは申しませんが、そのようにして宣伝料をもらうとか、そういったおつき合いをより一層深めて、やはり大学経営のほうも非常な岐路に立っていると思いますので、お互いが助け合えば必ずいいことが生まれていくと思います。そういった観点からも、一つのお客様であり、一つの仲間でありということで大きく朝日大学と連携していただきたいと思いますし、また今後のネーミングライツで瑞穂市内にありますいろんな建物、そういったものを、仮に名前だけ貸し出すにしても、朝日大学さんも一つの顧客として考えなさったらいかがかなと思います。

その次、同じようなことで、広域で考えていくということで、もとす広域連合とのつき合いの仕方ということで、毎回毎回このことは申し上げさせていただいているんですが、やはりもとす広域連合の主軸というのは、縦のラインは2つだと思うんですね。本巢縦貫道、それから樽見鉄道。ところが、この2つともが万全に機能してないんですね。もちろんし尿の処理場とかそういったことは機能していますよ。けども、もっともっと縦のラインで交通及び交流の場所として樽見鉄道であり、やはり本巢縦貫道なんですね。本巢縦貫道に至っては、入り口の部分の中原交差点からもう混み混みです。本当にあれが機能しているかどうか。本巢のほうに行かれる人にとってみたら、いやあ、あれを使ったってどうにもならんですよと言われているのが現状でございます。それから樽見鉄道も同様でございます。やはり大垣から本巢市の奥へ入っていくという形になっております。

こういったものについて、これからお隣の本巢市と仲よくやっていくためには、やはり本巢縦貫道、これがスムーズに行けるもの、それから長い目で見て樽見鉄道も何か改善・改良が必要じゃなかろうかなと思いますが、このことについて、県のことも踏まえまして、皆さんはどのようにお考えなのかをお聞かせください。お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 私のほうから本巢縦貫道の整備についてということでお答えさせていただきます。

J R 立体交差の北の別府北交差点から国道21号の先ほどもおっしゃられたとおりの穂積中原交差点までの区間が、現在の車線運用に変更した平成19年度末から5年以上が経過している状況です。以前の議会でもお答えしましたとおり、市役所前交差点での交通事故件数は年々減少し、平成23年には14件あったものが、平成24年には人身事故3件、物損事故6件、合計9件までになり、現在の車線運用が交通安全対策に効果的であることを示しているところでございます。

瑞穂市内での国道21号から北へ向かう整備された幹線道路は北方・多度線のみであり、この路線に交通が集中してしまうことが渋滞の原因であると考えられます。これを解消するためには、一般県道美江寺・西結線 J R ガード下拡幅、市西部環状道路の整備が必要です。今後もこれらの事業に努力していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今申し上げましたとおり、やはり本巢市及び北方町とおつき合いをしていく上で、本巢縦貫道、それから樽見鉄道は非常に大事な部分がございます。あす森議員のほうからまたこういった部分について御質問があるのかなと思いますから、今の部分で私のほうは結構でございますが、非常に大切な部分だということはもっともっと御理解を深めていただきたいと思います。

それとあと、私、きょう基盤整備についていろいろお聞きしましたが、いやあ棚橋、もっとこんな方法があるんだよとか、こんなことを今一生懸命ハード面で考えている、またソフトな部分でも安心・安全のまちづくりのためにこんなことを基盤整備として考えているんだよとか、そういったことがございましたら、ここで御回答いただけるとありがたいと思います。お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） それでは最後に私のほうから、基盤整備の関係でソフト・ハード面をどのように考えておるかというところでございます。

何といいましても、いつも申し上げております、まちづくりに何が一番大事かと。まちを興すのは人でございます。やはり人づくりが一番大事であるということは皆さんも御承知のとおりでございます。その面におきましては、私どもしっかり教育委員会と連携をとりまして、まさに誕生から巣立ちまでということで取り組ませていただいておりますところでございますが、こ

の基盤整備でございます。やはりまちを興すには、人づくりの後にやっぱり基盤整備をいかにきちんとしていくか、やるべきことをやっていくかと。私どもの瑞穂市はこれから先10年もまだ人口がふえる、これは県のほうの統計でも出ておりますし、瑞穂市と美濃加茂ぐらいが人口がこの10年間もふえるんじゃないかという予想をされております。

そういう中におきまして何が大事かといいますと、はっきり申しまして、先ほどから棚橋議員のほうからいろいろ基盤整備のことについて御質問がございます。この分野が一番やはり瑞穂市はおくれておるんですね。瑞穂市の場合は、ほかっておいても地の利、利便性がいい。やはりバイパスがございますし、また東海道線、名古屋の通勤圏内に入りますので。今、土地の価格が安定しておりますし、安値安定でございます。土地の価格が坪当たり2桁も開きがありません。1桁でございます。そうなりますと、どうしても利便性のいいところに人は住みたいわけでございます。そういう中で、瑞穂市は利便性がいい、そういうところから人口がふえておるわけでございます。本当に瑞穂市がいいからということではない。

瑞穂市へ来て、なぜ下水道ができていないのかと。よそのまちは全てできておるんですね、はっきり申し上げまして。瑞穂市だけが、一番肝心な都市の機能、施設としてやらなくてはいけない道路、下水道、公園、そしてスポーツとかいろんな広場、こういった整備をきちんとしておく、これが大事なことでございます。その分野が私どものまちは残念ながら全ておくれておるわけでございますね。

きょうも午前中、公園の質問もございました。公園もはっきり申し上げまして、私、瑞穂市の議会にも合併しまして出ておりました。公園がない、おくれておるからやらなくてはならないと私はそちらの立場から質問しましたが、一切取り上げていただけなかった。ですから、私のマニフェストに全て盛り込みまして今やっておる。やっておりますが、旧穂積のほうが全くないもんですから、去年もことしも買い上げて整備しておる。これは当然都市の施設なんです、はっきり申し上げて。そういったことをしっかり、本当は人口、人がふえる前にこういった整備をしていく。

下水道なんかも一番大事である。1級河川が16本で、市内に12本ございます。この川を汚しておるのは誰かという、我々が文化生活することによってはっきり言って汚したわけですが、この川をきれいなもとの水に戻すというのが私どもの役割で、それを次の世代に引き継ぐのが我々の役目でございます。この下水道も、瑞穂市だけがまだ合併浄化槽を含めて40%、県の平均が88%で、国の平均も87%、いかに低い。今、下水道の整備のことを言っておるのはここだけでございます。

けれども、まちづくりはこれからも延々と続きます。絶対にやらなくてはならない環境整備でございます。ですから、そういった基盤整備をしっかりやっていくということで今取り組ませていただいております。これさえできれば、箱物とかそういうものは誰がやろうが、お金を出せ

ば業者が建ててくれる。基盤整備は、行政が腹をくくってしっかり取り組まなかったらできません。そういう意味で、しっかりとやはり計画に基づいて整備をしまいたい、このように思っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

○ 6 番（棚橋敏明君） まだまだ聞きたいことはたくさんございますけど、きょうは会派の代表質問ということでございますので、余り細かいことをお伺いするのちょっとなかなと思えますので、本当にきょうはいろいろ教えていただきまして、どうもありがとうございます。

ただ、本当に皆さんにお願いしたいのが、やはり安心・安全のまちづくりのために、それぞれの一つの道路が命を持っているんです。それで、本当にこのまちは今、高齢者の方々のマーキング、車についているマークが多くなってきているんですね。そのためには、安心に過ごせるまちをつくっていただきたい、その思いでございます。どうか執行部の皆さん、皆様方も交差点にとまるたびに高齢者の方々のマークを見て、それでどのようなまちづくりをしたらいいのか考えてみてください。そして実行してってください。お願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、新生クラブ、棚橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は午後 1 時30分からとさせていただきます。よろしく願います。

休憩 午後 0 時11分

再開 午後 1 時31分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○ 1 3 番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井です。

星川議長のお許しをいただきましたので、公明党の会派代表としての一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、大きくは 1 点目、自然環境の保全・整備について、 2 点目、ワクチン接種による社会的負担の削減効果について、 3 点目、瑞穂市介護保険事業の廃止について、 4 点目、通学路について、この 4 点について伺います。質問の内容にかかわる市民の方の意見の代弁もしつつ、また、わからない点、確認事項等も含めてお聞きいたします。

以下は質問席より質問させていただきます。

最初に、自然環境の保全・整備について伺います。

瑞穂市の第1次総合計画・後期基本計画には、市民参加・協働のまちづくり、市民と行政が一体となったまちづくりを目指しますと記載されております。今回お聞きする犀川遊水地、犀川堤外地というのでしょうか、いわゆるさくら公園や五六親水公園等の草刈りなどを含み、管理状況について伺います。

現在この公園の管理体制は、行政は何をどのように管理され、市民はどのようにかわり合っておられるのかをお聞きます。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 若井議員の御質問にお答えいたします。

犀川遊水地、さい川さくら公園や五六親水公園の管理状況ですが、当市といたしましては、構造物や公園施設の維持修繕、散策路、転落防止柵、つりデッキや案内看板等でございますが、また、そこから出る粗大ごみや伐採木の撤去・処理、また草等の刈り入れは大型草刈り機等の貸し出し等で対応をしております。

市民活動といたしましては、ボランティアにより、除草、樹木伐採、清掃活動に携わっていただいております。昨年度にしましては60日の活動をしていただきました。大変ありがたく思っておる次第でございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 私は、この公園というか、先ほど午前中も質問が出ておりましたけれども、本当に市民の憩いの場というか、そういった形で整備をされていけるのかなというふうに思っておりましたけれども、なぜこういうことをお聞きするかといいますと、公園の東側、大垣市の側の公園はベンチの設置や花壇等が整備され、自然と触れ合う市民の憩いの場所となっているようにお見かけをするわけですが、当市は今後この公園をどのように整備されていける考えかを伺います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 将来の管理といたしましては、継続的に取り組んでいただけるボランティア組織の充実や、次代を担う青少年のボランティアの関心と活動を高めながら、後継者の育成も視野に入れる必要があると考えております。また、瑞穂市らしい地域管理のあり方といたしまして、市の役割、ボランティアの役割の合意形成をもとに、活動回数とか道具の提供などは市が負担とするようなルールをつくって管理のほうを行っていきたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 確認ですけれども、今私が質問させていただいた、今の大垣市のよう

な、ベンチがあったりとか花壇があったりするような、そういったような公園になっていくのでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） さい川さくら公園の整備についてお答えします。

さい川さくら公園の整備については、大垣市と共同で平成16年度に協議会を設置し、整備内等について協議を重ねた結果、瑞穂市側では野鳥の生息ができるような自然な草原などを残したエリアとすることとなり、その方向で整備を進めようとしている段階です。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、調整監がお話しされましたように、多分、大垣市と一緒に計画がされておるということで、大垣市のほうはそういうベンチ、花壇等があるんですけども、瑞穂市のほうは自然な環境を維持するということによろしいでしょうか。

それで、先ほど都市整備部長がおっしゃったボランティア、実はこの質問も、管理されておる方にいろいろお話を伺いながらこの公園のあり方を考えたときに、今、ボランティアの方が非常にやっけておるということをお聞きしまして、将来、行政と市民がしっかり協働・参画ということでうたっております話の中で、ボランティアの方も青少年の方を育成していくというふうにおっしゃいましたが、本当にしっかりと、今は高齢の方がかなりお手伝いをしていただいておりますので、そういうボランティア、本当に管理していただける組織も、先ほど市長がおっしゃいました、まちづくりは人づくりというお話もございましたので、しっかりそういった形でお手伝いしていただける方も、組織的に、また人的に育成をしていかれることを望みます。

引き続いてお伺いしますが、後期基本計画の中で「水辺の楽校」プロジェクトということがございますけれども、これはどのような内容のプロジェクトのことを言うのでしょうか、お聞きします。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 水辺の楽校については、NPO、ボランティア団体等の地域の方々と協力しながら、水辺が自然体験の場、遊びの場として活用されるような仕組みをつくり、自然環境あふれる安全な水辺を創出することを目的としているプロジェクトです。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今御説明のプロジェクトというのは、今進んでおるのか、これからなのか、ちょっと参考までにお聞きします。

○議長（星川睦枝君） 白河調整監。

- 調整監（白河忠良君） ハード的な整備ということに関しましては既に終了しております。あと、その活用方法については協議会等のほうで、野鳥の観察とか、いかだをつくっての川下りとか、そういう方面に進んでいるところです。以上です。

〔13番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君） 若井千尋君。
- 13番（若井千尋君） 今はさくら公園のことだけをお伺いしましたけれども、いずれにしろ、親水公園もそうでしょうけれども、両公園というのは当市ではほかに類を見ない自然が残る広大な場所だというふうに思っております。現在のように市民のボランティアの方々のお力をしっかりおかりしながら、市民が親しみあふれる憩いの場所となればということを切に要望して、次の質問に移ります。

続きまして、ワクチン接種による社会的負担の削減効果についてという形で通告をさせていただきましたが、これは本当に申しわけございません、私の文章足らずで、今回は高齢者の肺炎球菌ワクチンについてお尋ねをいたします。

この肺炎球菌ですが、年間12万人の方が肺炎で亡くなっておられるそうでございます。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌で、特にインフルエンザ流行時における肺炎の病原菌の割合は肺炎球菌が55%で、重症化する傾向であるということです。

肺炎球菌ワクチンとは、肺炎球菌が原因となって起こる肺炎などの感染症を予防するためのワクチンです。接種することによって、肺炎による入院・死亡を減らすことが期待できます。また、1回の接種で5年以上の免疫が持続すると言われております。いろいろ調べておりますと、季節を問わず体調のよいときにいつでも接種できるということで、子供さんの肺炎球菌、また赤ちゃんの肺炎球菌よりも、その費用対効果の面ではかなりの効果が見られるとして、公費助成をする市町がふえております。

全国で、2008年11月の時点で76市町村であったのが、2009年では178、2010年が310、2011年11月には597市区町村、1年飛びまして、本年2013年5月1日現在では932市区町村となっております。全国の市町村は老人医療費の削減を期待して公費助成を開始しておりますが、その中でも、岐阜県というのは大規模自治体を中心に出おくれが目立っておるということだそうです。岐阜県は42市町村中19市町村、これはことしの5月1日現在です。三重県は29市町村中28市町村、愛知県は50市町村中42市町村、同じくことしの5月1日の現状でございますが、このワクチン接種率は、岐阜県は東海地方の中でも最も低い現状となっております。

近隣では、もとす広域連合の本巣市さんが2012年に公費助成を開始されておられますが、当市のお考えを伺います。

- 議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。
- 福祉部長（高田 薫君） 若井議員からのお話でございますが、高齢者の肺炎球菌ワクチンと

いうところでございますが、私のほうもいろいろ資料を調べさせていただいておりますが、国立感染症研究所の資料によりますと、肺炎は日本人の死亡率の第4位を占めておりまして、75歳を超えてからの肺炎による死亡率は男女ともに急激な増加を見て、特に男性の死亡率では80から89歳で第2位、90歳以上では第1位を占めていると。また、肺炎球菌による肺炎は、このうち3分の1から4分の1というふうと考えられておるといふ報告がございます。

また、ワクチン接種による効果も、重症度、死亡率の低下には有効というふうにされております。また、75歳以上の高齢者における肺炎球菌ワクチンの医療費の削減効果につきましても、減少するという結果の報告がございます。また、インフルエンザと併用することによりまして、さらに削減することも報告されておるところでございます。しかし、その効果の反面、何らかの副作用が生じる可能性も注意しなければというふうを考えております。

先ほど若井議員からも県内では19市町が実施しておるといふお話がございましたが、さらに国におきましては、おたふく風邪、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎の4ワクチンにつきまして定期接種の対象とすることについて今検討がされておりました、平成25年度中に結論を得るとする参議院の附帯決議がなされておるところでございます。さらに岐阜県の後期高齢者医療広域連合におきましても、国からの助成予算枠内での高齢者肺炎球菌の助成自治体に交付金を支給されているという制度がございます。これらにつきましても、75歳以上の実施自治体に対しましては、制度を利用しているものというふうを考えております。

こういったことから、今後、瑞穂市におきましては、肺炎球菌ワクチン接種費用の助成の実施に向けまして、実施市町の状況、また副作用などの情報を収集しまして、その内容について検証をしながら、財政担当とも協議していきたいというふうを考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今の高田福祉部長の御説明とかぶるかもしれませんが、厚生労働省の予防接種部会によりますと、65歳の全員がワクチンを接種したと仮定して、ワクチンの効果が5年間持続するとした場合、これは国の数でございますが、1年当たり約5,115億円の保険医療費の削減を試算しております。助成を開始した市町村では、肺炎で入院をされる、そういったことを防ぐことで大幅に医療費がかからなくなったとの計算もされているそうです。

今、当然、副作用とかいろいろこれから検討されるということでございましたけど、長崎では4カ所の病院でしばらく経過を見たところ、インフルエンザとともに肺炎球菌の予防を受けると、肺炎にかかる方が減るという結果が出ているそうでございます。今、年齢のこともございました。当然、御高齢になっていかれると急に肺炎の病気にかかられるというデータも出ております。御説明のあったとおりでございますけれども、今この東海地方においても出おくれおるといふ現状ということは今お話ししたとおりでございますし、また全額とは申しません、

よくよく今お話ししていただいたように研究・調査をされまして、ぜひとも御検討のほどをよろしくをお願いします。

続きまして、次の質問に移ります。

5月の広報「みずほ」に「瑞穂市介護保険事業の廃止についての意見募集」と題して、市では現在、社会福祉協議会へ委託をして事業を行っている介護保険の通所介護、訪問介護、居宅介護支援サービスの3事業を、近隣に多くの介護関連の事業所が開設されたことを受け、廃止することを検討しているという文言がございまして、この件に関して皆様の意見をお聞かせくださいということで、本年の5月24日締め切りでパブリックコメントを募集されておられました。

私の最初の質問は、その結果はどうでしたかということでお聞きする内容でございましたけれども、けさポストに、こちらに来ましてパブリックコメントの結果がございました。先ほど見ておりましたので、ちょっと議長、自分の席まで戻ってその資料をとりに行ってもよろしいでしょうか。

○議長（星川睦枝君） どうぞ。

○13番（若井千尋君） 済みません、引き続き質問します。

ここで、今、どのような結果のものであったでしょうかということで、これは市民の方も聞いておられますので、手元に資料がございませけれども、その結果がどうであったかをお聞きいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） パブリックコメントの結果でございますが、3件の意見が寄せられました。内訳といたしまして、廃止後の市の介護施策に関するものが1件、もとす広域連合に関するものが1件、廃止に反対するとの意見が1件でございました。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） その結果を受けて、今、率直にどのような考えを持っておられるかということをお聞きします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） このパブリックコメントの結果を受け、市としては、とりわけ大きな反対意見はないものというふうに考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） まず、先ほど午前中に副市長の話がございましたけど、いろんな形でパブリックコメント、予算を組むにしてもパブリックコメントを聞いて予算立てをしていき

いと企画部長も答えておられましたけど、この現時点だけのことをお話しするならば、広報の5月、瑞穂市の広報でこのことを皆さんに意見を求められて、意見があったのが3件という現実を含めまして、これが当然市民の方の全員の意見だというふうには考えておられないと思いますけれども、今福祉部長がおっしゃるような、とりわけ大きな反対がなかったというふうに認識しておられるということに関しては、それはどのような考えなのかということをもっとお聞きしたんですけれども、まずは3人の方の御意見があったという事実だけを確認させていただきまして、そうはいうものの、岐阜新聞の5月6日の新聞で実はこのような方向性の話も出ておりました。「介護保険、軽度を分離」、少し紹介させていただきますけれども、厚生労働省は、5日までに介護必要度が低い要支援1、要支援2と認定された人向けのサービスを、将来は介護保険制度から切り離すことも含めて見直していく方針を固めた。増加する介護費用を抑制する必要があるため、市町村によるサービス提供が受け皿になるか検討し、年内に方向性を取りまとめる考えだ。ただ、介護保険制度から外すことについては軽度者の切り捨てとの意見も根強いと結んでおります。

私ども公明党は、本年、結党50年を迎えております。結党以来、一貫して大衆福祉の公明党として、医療、介護、子育て等の支援には全力で取り組んでまいりました。その立場からお聞きしたわけでございます。今、市民の方の御意見をどのように分析しておられますかとの問いに、福祉部長は反対の意見はなかったというふうにお答えいただきましたけれども、それも今確認させていただいたとおり、今はまだ3名の方の御意見であったというふうに思います。

午前中に時間がありましたけど、ほかの議員の方の一般質問を聞いておりましたので、まだ全部目を通しておりませんし、きょうこの資料、先ほど福祉部長に確認をしましたら18日に議会に提出していただいておりますということで、きょうは25日ですから今ごろ見ておる私が本当に悪いかと思えますけれども、その中で、2の質問は、廃止後はどう考えておられますかということをお聞きつものでございました。また3の質問も同じような質問になろうかと思えますので、ちょっと端的に一括質問という形で質問させていただきますけど、この同じ新聞に、介護費用は2010年度で約7兆8,000億円ですけれども、2025年、15年後には21兆円程度になると予測されているというふうに記事は書いております。

12年12月末現在、要支援と1と2を合わせた要支援者は約150万人、全体の介護費用に占める割合は5%程度だが、重度者向けサービスの財源を確保するには、要支援者の給付内容や方法を見直す必要があると判断した。介護保険では、要支援者は状態が悪化するのを防ぐために介護予防サービスを利用できる。ただ、見守りや配食などの生活支援が中心で、自立支援につながらないとの指摘もあると。厚生労働省は、12年4月から要支援者などへのサービスを市町村が選択して提供できる事業を開始、12年度には27自治体が導入した。費用抑制などのメリットが期待できるという。ただ、受けられる支援は全国一律でないため、地域間格差が出かね

ないとの懸念もあるというふうに紹介しております。

ここでお聞きしますけれども、要支援１・２という立場の方というのは、やはり私が思うに御長寿で、健康で長生きされるということが一番かと思えますけれども、当市では、今の新聞で紹介したように財源のこともありますし、いろんなことがございますけれども、この予想を踏まえて、今言った高齢者の方が健康で暮らしていくために、うちは健康推進課というのがございますけれども、この健康推進課はどのようなことを考えておられるのかを伺います。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 内容的に２点目と３点目をあわせての答弁とさせていただきます。

市といたしましては、まず介護保険関連の事業に関しましては、今まで以上に介護予防に重点を置くというふうになると思います。具体的には、次の期間である介護保険事業計画、老人福祉計画の対象期間において具体的な政策を盛り込むことになるというふうに考えております。今の介護保険の事業計画、老人福祉計画におきましては24年から26年までができ上がっておりますので、次の27年以降のところで盛り込んでいくことになるかとは思っております。地域包括支援センターや市内の民間施設を活用した事業を想定しなければというふうに考えておるところでございます。

また、現在のデイサービスセンターの後の利用につきましては、私どもの希望といたしましては引き続き福祉部門での活用をしていきたいと考えております。特に障害者の方の個別支援計画作成に対応する施設の開設や、生活保護支給に関する相談支援施設の整備など、新しい福祉の制度に対する組織改編や施設整備に活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、介護に係る費用につきましては、議員御指摘のとおり、将来予想は伸びるということで悲観的な数字ばかりでございます。また、もとす広域連合管内におきましても、2010年度で46億6,000万円でしたが、今、もとす広域連合が直近で出しておるのは2014年度までしか出ておりませんが、2014年度においても61億円ということで、４年間で30%の増加が予想されております。

こういう中で市としての基本的な考え方は、疾病罹患や要介護状態を未然に防いでいただくこと、つまり予防に力を入れていくということになるかと思っております。そのためには、若いときから健康の保持増進に心がけていただくということでございます。市では、健康推進課の事業として、年代ごとの各種の健診や検診事業を行っております。ぜひとも積極的に皆様方の受診をお願いしたいというところでございます。

次に、高齢者の介護予防事業、もちろん積極的に参加していただくこともお願いしたいと思いますが、介護予防といっても、御近所の方と一緒に参加していただくサロン形式のものから、リハビリを兼ねた運動教室など、さまざまな事業がございますので、それぞれ御自分の体の状

態や生活スタイルに合った予防事業に参加していただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、長寿を保って健康に暮らすこと、それは誰しもが思うことでございます。市では、先ほど申し上げましたように、さまざまな取り組みにつきまして、介護保険事業計画、老人福祉計画の進行管理及び次期計画策定のときを捉えて考えてまいりたいというふうに考えておるところでございますが、パブリックコメントの結果を受けまして、先ほども公設民営の介護保険事業からは手を引くというような考えを示させていただきましたが、文教厚生委員会の協議会におきましても、この結果を受けて、9月議会に関係条例の廃止の上程をを考えておるということをお話しさせていただきました。先ほどの次への施設の利用という考えも含めまして、そういった方向性を考えておるところでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 先ほどの高齢者の肺炎球菌ワクチンの考え方も同様なんですけれども、少しでも病気になる確率を減らすことが介護医療費の削減につながるということは当然考えますし、さらには高田部長がおっしゃったように、心身ともに健康であるという考え方が非常に大切であるというふうに思っております。これはパブリックコメントで意見を寄せられた中にもございましたけれども、その心身ともに健康であるということに直接当てはまるかどうかはわからないんですけど、この御意見の中に、市民に健康と保険制度に対する意識改革を進めることを望むということとですね。要は、保険料を払っているから介護サービスの利用や医者も大いに利用しないと損であるといったような考え方を持っておられる方もおられるかと思えますけれども、このような感性を改めていくことも健康の推進という御意見ではないかなというふうに私は思います。

ですから、これは本当に同感でございますけれども、この項目について文教厚生委員会のほうで検討されたということも今伺いまして、その内容はまた後でというか、この質問以降に聞こうと思うんですけれども、最初の新聞の記事にもございましたけれども、一番私自身が懸念するのは、介護軽度者の切り捨て的な考えではないのかなという意見もあるということも含めまして、基本的には自力で頑張りたいという方がたくさんおられるかと思えます。しかし、そう考えておられる方にこそ、私は行政がしっかり支援、サービスをしなくてはいけないのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、心配しておるのは、そういった方を優先的に民間委託をする考えで行政サービスから切り離すことによって、そういう方を民間が逆に見捨ててしまうというか、見放してしまった場合、行政としてどのような指導をされようと考えておられるのかをお聞きします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 民間から見捨てられるような、そういった状況というのはあるのか

なというふうにはと思いますが、そういったことに関しましては、地域ケア会議などに、こういった状態の方がお見えになるんですけど、どうしようという個々の事案で上がってくると思われますので、そういったところでまた個々の状態についてどういう方向性を持つのかということをやっていききたいというふうに考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 一旦民間に預けてしまうと行政に戻すのは非常に難しいのではないかなというふうに思うのと、近隣他市町というか、西濃地域のほうをいろいろ聞きますと、逆に、このことを聞くと、うちはそんなことは知らんよということで、一遍どんなふうな話なのか聞きたいということを言われたんですけど、他市町は余りこういうことを考えてないような情報を聞きました。事実かどうかわかりませんが、議員間ではそんな話が出ておりました。このことに関しては、これからの動向を自分なりにしっかり見させていただいて判断をしていきたいというふうに思います。

最後の質問に移ります。

通学路について伺います。

冒頭でもお話ししましたように、多くの市民の方の代弁として今回質問をさせていただいておりますが、この通学路に関しては本当にたくさんの方からいろいろ多岐にわたって質問を受けます。一般市民の方が非常に、朝、通勤途中に危険だと感じる道路を児童が登校してくるという連絡をいただいたりとか、また、ほかの議員さんもそうなんでしょうけれども、信号をつけてほしい、また横断歩道、カラー舗装の整備をしていただきたい、また以前には歩道橋の拡張をお願いしたい、さらには標識の設置の必要性から標識の位置まで、たくさんいろいろ問い合わせを受けるわけでございますけれども、私は現場の調査なくして発言なしというのを心がけております。

以前もお話ししましたが、朝、危険な場所というところで市民の方から声をかけていただければ、そこに立って児童を見送ったこともございますし、現在も地元では、指定日には朝、交通状況を知るためにも立っておりますけれども、そこで、通学路についての最初の質問を伺いますけれども、国土交通省は平成25年5月31日付で「通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況について」と題しまして、平成24年4月以降、京都府亀岡市を初めとして登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受け、全国で通学路の緊急合同点検を実施し、関係機関が対策を進めておるところですと。平成24年度末時点での対策の実施状況を以下のとおりまとめましたということで、「以下のとおり」がわかりませんが、当市においては通学路に対してどのような報告がまとめられたのでしょうか、お伺いします。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

- 教育次長（高田敏朗君）　ただいまの御質問についてお答えをいたします。

瑞穂市における通学路緊急合同点検の対象箇所は、市内7小学校PTAより計25カ所が上げられました。この25カ所のうち、昨年度末までに対策済みとなった場所は11カ所で、達成率は44%となっております。なお、この数値につきましては、対策主体である道路管理者の県・市、警察、学校が複数あった場合、その対策主体全てが対策済みになったものを上げております。

未達成の内容につきましては、交通量が多いのに横断歩道がない、信号機がない、路側帯はあるが狭くて危険であるとか、道路幅が狭く自動車が通ると危険であるということで、こういうものにつきましては待避場所の確保ですとか道路を拡張するという対応が必要になってまいりまして、そういう要望につきましては今後改善するには時間のかかるものが含まれているということでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君）　若井千尋君。

- 13番（若井千尋君）　今、高田次長の御報告をいただきまして、要するにまだまだ、解決されたところが8カ所ということで、これはいろいろ関連部署が連絡をとりながらこれからも検討されていかれるということでございますけれども、先ほどお話ししたように、いろいろ市民の方から質問を受けることによりまして、まず自分なりに通学路ということ、通学路の定義というか、どういうことが通学路なのか。要するに子供さんが通ってくるところだけが通学路という認識を持っておられる方が非常に多いのかなというふうに自分なりに考えておりましたけれども、確認の意味も含めまして、通学路の定義と、通学路というのはどういうふうに決定されるのかをお聞きします。

- 議長（星川睦枝君）　高田教育次長。

- 教育次長（高田敏朗君）　通学路につきましては、各学校が児童・生徒の通学の安全確保と教育的環境維持のために指定している道路ということです。どういうふうに通学路を決定しているかというのは、校外生活委員や子ども会の役員等のPTAとの協議によりまして、安全面を最優先に、歩道や路側帯の有無、信号機の有無、自動車の交通量等を踏まえまして、その上で距離などを考慮して決定しています。また防犯の意味からも、住宅、商店等、人目の多い道路であることなども踏まえて、総合的に判断して決定しております。以上です。

〔13番議員挙手〕

- 議長（星川睦枝君）　若井千尋君。

- 13番（若井千尋君）　多分、先ほど言った市民、市民の方は当然なかなかこのことを御存じないのかなというふうに思いますし、感覚だけでいろいろ質問されます。要するに危ないよとか、こんなところを子供が渡っておるよとかから始まって、それがどんなところかということがまたいろいろ問題かと思えますけれども、今次長から教えていただいたことも含めまして、

通学路の交通安全の確保の徹底についてと。これも同じように、これは文科省のほうからだと思えますけれども、今自分でも質問しながら思うことというのは、やはり通学路一つとっても各省庁の考えでいろいろ難しいところもあるかというふうに思えますけれども、文科省のほうから出ておる通知が今の「通学路の交通安全の確保の徹底について」ということで、途中からですけれども、少し読ませていただきます。

通学路の交通安全のかなめである皆様におかれましては、通学路の点検や対策の検討などにおいて主体的な役割を果たし、今後とも道路管理者や警察、保護者や地域住民などの関係者と連携し、登下校中の児童等の安全確保を推進いただくようお願いするというふうに、これは文章の途中でございますけれども、ここで言うところの地域の関係者、いろんな方が地域の関係者というふうに想定されるわけですが、この地域の関係者という方、いろいろ交通安全の方もおられるかと思えますけど、こういった方たちからやはりいろいろ今次長からお話がいったように要望とかいうことがあろうかと思えますけど、済みません、これはちょっと漠然とした感覚になるかと思えますけれども、市内全体では、通学路について行政に危険な場所がたくさんあるよと上がっておるような、そういう声というのは教育委員会に行くわけですか、窓口というか。そういう危険な箇所があるよというような声は上がっておるのでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 道路を中心に話をしますと、関係するところ、例えば信号機が必要だとか、横断歩道が必要だということになりますと、公安委員会の関係になりますので、たとえば教育委員会に來たとしても、申請については総務部のほうからしていただくということになりますし、あと、歩道をつくってほしいとか、道路を拡張してほしいという話になりますと、都市整備部のほうへ行きます。通学路そのものが危ないということにつきましては、当然、通学路を変更するということも、通学路の見直しですね、そういうことも必要になってまいりますので、それについては学校を通じてPTA等に話をされるということで、ケース・バイ・ケースによってそれが分かれてくるというような状況です。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今次長がおっしゃったように、多分、先ほど私が冒頭に聞きたいいろんな方の御意見が、当然、信号であるとか交通の規制とか、そういったことに関しては総務、また横断歩道とかガードレールなんかの話になると都市整備部と。いずれにしても、窓口となるところが、通学路ということで市民の方が御心配をされれば教育委員会が窓口になるということで、そこでこういう話がありましたよという形で関連部局が連携をとられるのかというふうに想像しますし、今次長がおっしゃった、25出していただいたうちのまだ結果が出てないところというのはそういう部局との連携かというふうに思いますし、これは以前もお聞きしたよう

な話になるかと思いますが、やはり行政においてはその部局がしっかり連携をとっていただいて、より安全な通学路にしていただければというふうに思いますし、今説明を聞いてやっとわかるというか、私自身がレベルが低いんで申しわけないんですけども、やっとわかってきました。ですから余計にお願いしたいことというのは、各部の連携だということを思います。わかりました。

続きまして、通学路というものの、単純に通学路というのはどういうものかというふうに、私も調べるつてがなかったもんですから、学校用語辞典をちょっとインターネットで見ますと、皆さん御承知のとおりだと思いますけれども、確認の意味で話をさせていただきます。

通学路とは、各学校が、児童・生徒の通学の安全確保と、教育的環境維持のために指定している道路をいう。通学路を決めるに際しては、教職員が必ず現地調査をし、１．交通量、２．交通安全施設の整備状況、３．川、崖、工事現場、踏切など危険箇所の有無、４．道路の状況、５．交通規制、６．いかがわしい広告・看板などの有無などについて、警察、交通安全協会、道路管理者、交通指導員、地域の関係者の意見を求めて検討する必要がある。通学路の決定後も、個々の通学路について、安全確保と教育的環境維持のために常に点検をし、関係者の協力を求めなければならないというふうに書いてあります。この後に、引き続き読みますけれども、と同時に、児童・生徒に対して、１．道路の歩行と横断の仕方、２．踏切の渡り方、３．道路標識の理解、４．雨、風、雪など天気が悪い日の登下校について指導することが大事である。また、集団登校の是非についても検討する必要があるというふうに辞典には書いてありました。

毎日のことではないですから大きなことは言えませんが、月に１度ほど立たせていただくときに、やはり実際に小学校の児童さんの通学路の渡り方を見ておると、少し不安を感じる場面があります。また、以前から、私は穂積中学校の前、北側の道、市道の名前が今思い出せませんが、やはり生徒さんが、カラー舗装はセーフティーゾーンではないということでは以前にも質問して聞いておりますけれども、セーフティーゾーンではないにもかかわらず、自転車が何列もなして渡ってきたりとか、非常に車がすれ違うのも大変な中で、当然、歩行者、自転車のほうが弱者でございますから守ろうという形でやっていきますけれども、このことに関しては、今、教育委員会のほうで登下校中の指導、児童・生徒の指導ということは明確にうたっております。

要するに、市は、先ほど市長の話がありましたけど、まだまだ人口がふえております。若い世代の方がふえてこれれば、当然、児童・生徒さんもふえてこれると思いますし、登下校中に不安を感じるというのは、朝やはり、私の地元の交通量が少ないかもしれませんが、道路を目いっぱい渡ってくる場面も見ますし、とまらなければいけないところがとまらずに行ってしまう、そういったこともあります。ですから、まだまだ市が人口がふえておるとのこと、また若い世代がふえておるとのことも含めて、当然指導はされておるといふふうには思

っておりますけれども、子供というのは、なれるまでが心配ですし、なれてしまえばまた違った意味の心配もふえるのかなというふうに思うわけでございます。

この項目の質問に、市独自の安全な通学路の確保について今まで以上に取り組んではいかがですかというような生意気な質問をしてしまいましたけど、そうではなくて、今まで以上に取り組んでおられる施策がありましたら伺いしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほど議員のほうからお話がありましたように、学校としては、特に学校は子供たちが安全に登校できるようにということで、年度の初めには児童・生徒に対して、道路の歩行と横断の仕方、それから踏切の渡り方、道路標識の理解、天気の悪い日の登校について、こういったものを指導して、みずから安全を確保する方策を身につけさせる教育を随時しておりますので、御理解を願いたいと思います。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 私たちがよく同等に並べて使ってしまう「安心・安全」というフレーズのようにっております言葉がございましてけれども、これを辞書で調べてみますと、実は「安心」というのは、心配や不安がなくて心が安らぐことを安心という。また、安らかなことというふうに書いてあります。それなら安心だとか、まだまだ安心できないとか、親を安心させるとか、そういった安心感という意味で使われておりますけれども、「安全」というのは、物事が破損したり危害を受けたりするおそれのないこと、安全な場所に隠すとかいった場合に使われるというふうに書いてあります。この「安全」はさまざまな言葉に転用されるわけですが、安全かみそり、安全靴、安全ケース、安全装置、安全ピン、安全ベルト、まだまだ続きますけれども、たくさん出てきます。そして安全圏であるとか、安全週間、安全な通学路、そして安全教育といった意味にも当然使われてくるわけでございます。

今回の通学路を考えたとき、危険が予想される箇所においては、いかに安全を確保し、その上で安心に導いていけるかというのは当然考えることでございまして、さらに絶対の安全というのはないわけでございます。今まで努力していただいておりますというふうに思いますが、最後になりましたけれども、要望というものに関してはいろいろ声があろうかと思いますけれども、その関係部署が連携をとっていただくということも含めまして、以前、次長とお話ししたときに、もちろん市民の方の要望を全部聞いていたら大変なことになるというふうに思いますけれども、やはり今お話ししました安心と安全という感覚からすると、危険な箇所を想定して、そこを整備することによって、安全な場所、空間にすることによって安心がもたらされるのであれば、なるべくなら市民の方のいろいろな要望をしっかり受けとめて聞いていただければというふうに、最後にこの項目の部分につけ加えさせていただきます。

今回、私が質問させていただいた部分でございますけれども、特に、よく自分の質問の中にも、他市町がこうだからこうだという市長のよく言われる部分、これも大事かと思えますし、それよりも突出した考え方というのもあるのかというふうに思いますが、きょう伺った部分、公園整備は市のことでございますけれども、特に新聞等に出た、また広報でも出た保険制度のことであるとかワクチンのこと、本当に近隣の行政もしっかり勉強して試算をしておるというふうに思いますので、最後になりましたけど、よくよく本当に行政の皆様、執行部におかれましては今まで以上に調査・研究していただきまして、市民の方のさらにそれこそ安心・安全のためによりよい行政をお願いしまして、公明党の代表の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（星川睦枝君） これで、公明党、若井千尋君の質問を終わります。

次に、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 皆さん、こんにちは。

きょうはたくさんの方に、朝から、また午後からもお見えですが、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。

ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、議席番号8番、民主党瑞穂会の松野が代表質問をいたします。

通告に従いまして4点について質問をいたします。まず最初にカーマ進出の計画、それからICT教育の推進、それから各学校にエアコンの導入ということ、それから期日前投票の集約について、この4点に絞って質問します。

最初に、カーマの進出計画でございますけれども、名古屋紡跡地の問題ですね。

名古屋紡の跡地につきましては、もう七、八年前から言われているわけでございます。最初に大型商業施設のダイヤモンドシティがありましたね、それからイオンモールと。それで今回、カーマということになってきたわけでございますけれども、このカーマにつきましては平成25年12月の開店を目途としているという答弁をいただいております。これは私が平成24年9月議会の中で質問した市側の見解でございます。その目途に対し、関係機関との手続中であるというふうに伺っております。しかしながら、新聞報道を見ていると、平成26年の3月から6月ぐらいにかけてオープンだというふうに新聞報道がされております。

それで、この店舗の進出に当たっては、やはり地元、あるいは商工会等、そういった関係の団体に事前説明が必要であるということでありまして。昨年6月には多利町の公民館でカーマによる説明会が開催をされておりますし、また本年3月には市民センターで周辺の自治会を対象にして同じような説明会をしておるわけでございますけれども、その説明会の中で市民の皆さん等からいろんな御意見、御要望等が出ておるというふうに思うわけであります。それに対し

て、どのような事項等がこの進出計画に当たって反映されているのか。

これがまず第1点でございますし、敷地面積が9万2,000平米という非常に広大な土地であります。これを有効に利用するには、私個人の考えとしては、カーマといいますか、大型SCの進出ではなく、やはりこれからの高齢化社会に向けての医療サービス、あるいは福祉関係、こういったものに利用するのが非常に最適であるというふうに思います。これについては、やはりこの土地を市が購入して、そういったものをつくって市民サービスをするというのが理想ではないかというふうに思うわけですが、今回、大型SCの進出となっております。

したがって、この進出に当たって、市あるいは地元に対しては、私としてはメリットというものよりも、やはり周辺の皆さんに与えるデメリットのほうが大きいのではないかというふうに捉えているわけですが、この2点についてまず行政側の御見解をいただき、その後、質問席から質問いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

1点目の質問でございますが、去年の、今議員言われたとおり、6月23日とことしの3月2日に行われた説明会での意見等に対して反映された事項は、まず北側出入り口、多利側のほうを歩行者・自転車専用とし、北側道路沿いを塀ではなくフェンスに変更する変更設計で進めると聞いております。また、多くの質問がございましたが、法の基準に関するものが主でございまして、例えば北側・東側道路の拡幅というか、幅の確保や緑地帯の設置等は開発許可基準に基づいて行われるものでございますので、そのような内容のものが多かったものでした。

2点目のメリット、これは今のところ名紡の土地で、貸借でカーマのほうでデベロッパーとして設けられてみえますので、メリットといたしましては、瑞穂市の東の玄関口でありますので、未利用地が開発されることは、大垣市から、また岐阜市までの商圈区内と見込まれており、多くの集客がにぎわいをもたらし、市の活性化に寄与するものと、昨年9月の議会でも市民部長がお答えしたように、税の増収が見込まれる、また新たに最低100名の雇用が見込まれるということがございます。ただ反面、7年間遊休土地であったため、開店後は不特定多数の人が来店されること等による地域環境の変化によりまして、地域住民の不安を懸念しております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 地元周辺の自治会の皆さんの声をある程度反映されているというふうに確認をいたしました。

私はきょうたくさんの質問事項をしておりますので、次に進みます。

3点目ですが、名古屋紡敷地周辺に工事用の幕を張って6月上旬からやっておるわけですが

れども、開店時期から逆算をしてくると、そろそろ工事が始まっていいかなというふうに思っているわけです。そういうことになりますと、進出する店舗といたしますか、事業の内容が決定しておるのかということと、それから工事進捗に当たっての工程表等についても行政のほうへ来ているのか、これについてお尋ねをします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 出店舗に関しましては、以前のとおり、まだ非物販の部分に関して、それから物販の部分に関しては、カーマだけは確定しているということで、あとに関してはまだ聞き及んでおりません。

〔 8 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） 細かい非物販のところまでは聞けないという話です。

私は、長良川の右岸堤、西側ですね、天王川沿いのところに名紡の敷地があるわけですが、先般の 3 月議会で、名紡の敷地を東西に抜ける道、長良川の右岸堤から西のほうへ行きますと穂積停車場線のところへ来るわけですが、その間について市道認定をしておるわけです。この市道認定に当たっては、名古屋紡績といたしますか、企業側が道路をつくって市へ寄附するということになっておるわけですが、長良川の右岸堤の土盛りをして橋脚を置き、橋台をつけて天王川の上を渡って名紡の敷地へ入っていくわけですが、そこら辺の土地の交渉といたしますか買収計画、あるいは西側のもう 1 カ所できます信号の辺、それから国道 21 号の上穂積の南側の右折車線をつくるという話、そこら辺の用地買収と、そういった関係法令について、この進捗といたしますか、どのようになっているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今の道路に関して、中を抜いていく東西の道路なんですが、それに関しましては県・国等との事前協議は済んでおりまして、もうできる状態でございます。

そして、工事の工程に関しましては、今、幕が張ってあるのは名古屋紡績さんの旧工場の基礎等の構造物の撤去で、地区に周知をして行われてみえます。その後、先ほど議員からも言われたとおりなんですが、最初はことしの 12 月に完成予定ということでございましたが、私どものほうが聞いているのは来年 6 月ぐらいの完成ということで、その工事の流れは、秋から造成、道路橋梁、開発工事に着手し、冬には店舗の建設工事に着工、それによりまして、大規模小売店舗立地法に基づき、届け出申請後 2 カ月以内での地元説明会を経て、26 年 6 月に完成と見込んでおりましたが、また反面、今議員が言われたように、現況の橋梁をかける部分での用地がまだ購入できていないことから、計画に支障を来している状態で困っているとも聞いております。

それから、国道の 21 号線に関しては、直接カーマには関係、少しはあるかもわかりませんが、

国道の南側でございますので、その交差点の用地買収は今入っている状態でございます。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） 用地買収等で今折衝しておるということでございます。開店時期が 6 月ということでございますので、それに間に合うように、橋梁の関係ですね、そこをひとつお願いしたいと思います。

カーマがオープンをしますと、それとあわせて国道 21 号線の片側 3 車線、6 車線化になるわけですが、一気に穂積大橋のところで渋滞をするんじゃないかというふうにも解釈するわけですが、穂積停車場線、あるいは国道へ入ってくるいろんな脇道からなかなか国道へ入れないという状況になるんじゃないかというふうに危惧をしているんですけれども、道路管理者としましてどのように考えているかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） カーマの進出による交通解析が事業者によって行われておりまして、これによりまして、交通量は、休日昼間のピーク時での西側の県道穂積停車場線、東側の県道、堤防の上の道路ですね、県道墨俣・神戸・岐阜線は、それぞれ 1,200 台と見込んだ交通解析の結果をもとに対策した交通処理計画としておると聞いております。事業者においては、開店後は、駅周辺地域へのカーマ来客者の車が混入しないよう、案内看板で誘導するなどの対策を考えると聞いております。先ほど言いましたように、市においては、出店するからではございませんが、上穂積の交差点の右折レーンを設け、今現在の渋滞緩和を図りたいと考えております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） 課題といたしますが、諸問題等もあるかと思いますが、開店時期が平成 26 年 6 月ということでございますので、それに向けてのいろんな関係、手続を完了願いたいというふうに思います。

次、2 点目は、教育の関係になっていくわけですが、ICT 教育、これは情報通信技術を使った教育の推進になるわけですが、平成 21 年 7 月に国のほうから、地域活性化、あるいは経済危機対策臨時交付金、こういったお金が全国各地に来ました。したがって、本市においても、公共施設、あるいは各小・中学校で教育に関する備品の購入をしております。

資料を見ますと、当瑞穂市の各小・中学校、幼稚園もあるわけですが、50 型のデジタルテレビ、あるいは電子黒板、それから教師用のパソコン、こういったものが各小学校、中学校に配備をされていると思いますが、まずこの配備状況についてお尋ねをします。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 議員のおっしゃっております、国の経済危機対策臨時交付金を利用して平成21年に各機器を配備いたしました。幼稚園、小・中学校におけるテレビ、電子黒板、教師用のパソコン等の配備を行いました。これは、普通教室は全て、テレビの地デジ化対応として、アナログから地デジ対応ということで全てのテレビを入れかえました。議員は今、50インチのテレビを配置したというような指摘でございますが、瑞穂市はつり下げ型で、天井からつり下げたものを各教室に配備いたしました。

そこで、私どもは、小・中学校の普通教室は32インチのサイズでございます。また、特別教室は少し教室が広うございますので、40インチを配備いたしましてつり下げしております。教室によってサイズが異なるということです。合計で326台を導入いたしました。また、各学校に電子黒板付きのデジタルテレビ、これは50型のディスプレイでございますが、これは各学校に1台ずつ配備いたしました。教師は1人1台のパソコン、その当時251台を配備していただきました。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 国の経済危機対策臨時交付金で各小・中学校等に配備をされておるわけですが、そういった備品を教育現場等でどのように活用されているのか、その実態についてお尋ねします。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 学校における各種機器の利用ということでございますが、教室のデジタルテレビは、パソコンのディスプレイとして、教材用のDVD、デジカメの写真映像を大画面で提示したり、DVDプレーヤーを接続して教材ビデオ等の映像を流したり、校内テレビ放送で映像を見せるための機器として活用しております。

教室のディスプレイとしてのテレビでございますが、指導用パソコンは教師に1台といいますが、教室に1台ずつではございませんので、使用するときには毎回そのパソコンを持って行って接続して利用しているという状況でございます。

また、電子黒板につきましては、各学校に1台ずつ配備いたしましたが、これは教師とか児童・生徒が画面にさわって操作することができる端末ということで、これを使って、電子黒板用に開発された教材ソフトとして「英語ノート」というものがございまして、瑞穂市は小学校の英語については力を全学校で入れておりますので、その「英語ノート」の教材ソフトを使った活用は、小学校5・6年を中心にそれぞれの学校で活用しているという状況でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

- 8 番（松野藤四郎君） それぞれ各学校で利用されておるわけですが、これから本題になっていくわけですが、今の時代に、やはり地上デジタルテレビと組み合わせた電子黒板といいますか、電子黒板のデジタル化、こういったものが必要な時代になってきたのではないかと。それは、やはり生きた授業をするために、例えばいろんなソフトがあるわけですが、それを出版社から購入して、今、英語の話もございましたけれども、例えば生物とかの授業の場合には、昆虫もそうですけど、そういった映像を映しながら一つ一つ先生が指導する、あるいは子供がタッチパネルをさわってという、こういった授業ができるわけですね。ですから、岐阜市も非常に、ここは教育立市といいますか、そういうことで市全体が取り組んでおるわけですが、瑞穂市においてもそういったＩＣＴの導入の推進というのが必要ではないかというふうに思うわけです。

それで、全教室といいますか、普通教室に私としては入れていただいて子供の授業に役立てたいと、このように希望しているわけです。それについては、やはりそれなりのソフトの運用といいますか、その操作をするために教員の研修会等も必要になる、あるいは電子黒板化をするための機器を買ったり、それから掲示用のカメラといいますか、映し出すやつも買ったりしますので、かなりの、１億円とは言いませんけれども、全校配備したときにですね、全小・中学校。そのくらいの設備投資がかかるかと思いますが、将来の子供のためには、そういった備品等を購入して、先生と一緒に知恵を出しながら勉強するのも必要ではないかというふうに考えますので、電子黒板付きのテレビといいますか、そういったものを導入する計画があるのか、ひとつまず伺いをいたします。

- 議長（星川睦枝君） 横山教育長。

- 教育長（横山博信君） 現在、各校に電子黒板を１台配備しておりますと言っておりますが、電子黒板を利用した授業のカリキュラムとか教材につきましては十分にまだ整っているわけではございません。瑞穂市の中ではそういったソフトを購入したものはわずかで、英語のノートといったような形は導入しておるんですが、授業でどのように位置づけて活用していくかというカリキュラムをきちんと整えることが必要でございます。物を入れればすぐできるということではなくて、やはり指導者の研修、議員指摘されるように、教師の研修ももとより、授業の中でどこで使うことが効果的に生かされるのかというあたりの研究も含めて、これからの活用の仕方というのは考えていかねばならないということを思います。

各教科指導用のソフトウェアの充足についても、現在、教科書会社等がしきりにデジタルの教科書等を作成していると伺っておりますけれども、そういったものも、例えば現在小学校の国語で使っている３つの例でいいますと、１本６万８,２５０円とか、それぞれお金がかかるということがあります。

各小・中学校で電子黒板を使った授業については、十分な現在は指導ができる体制ではない

と思っておるところですが、しかしながら、議員の言われるように、今後、ＩＣＴ教育の展開ということも考えねばならないということは思っております。

先ほど岐阜市が紹介されましたが、岐阜市は全教室に電子黒板を入れるという、そしてデジタルのそういった教科書を入れるというようなことを打ち出しておりますが、これはなかなか現場としては配置をされてもすぐには動けないというところで、岐阜市は極端に進んでいると思います。ほかの市町につきましては、大垣市は学校に２台、高山市は学校に平均で0.5台、多治見市は1.2台というように、多くが学校に１台、２台という配置で進んでおります。ましてデジタル教科書についても、多くの市町でデジタルの教科書を今ソフトとして持っているわけではございません、現在の状況はですね。これから電子黒板というものを各学校で活用する時代が来ると仮にいたしましても、現段階では、そういった指導の研修、それから実際の教科のこういった内容がデジタル教科書として導入すべきかといったことも含めて研究していきたいと思っております。

これから、財政との協議もありますけれども、現在各校に１台という状況から、各階に１台とか、少し活用できるチャンスを広げるということでまず一歩進められたらなと思っております。以上です。

〔 ８ 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ ８ 番（松野藤四郎君） なかなか前向きなお答えではなかったようなふうに思います。

ソフト等、デジタル教科書の購入等は大変だと思いますけれども、今現在、英語のソフトを買われているわけやね。例えば算数の授業の中でやる場合に、ノートを映し出して、子供がいるんな計算、こうやってこういうふうになりましたよということで、やはり教室の中の皆さん全員が共有できるわけですね。彼はこうやって計算してやっているんだな、この子はこういうふうやなという、情報の共有といいますか、実感できる授業ができると思うんですね、生の。

だから、他市町は１台か２台、岐阜市は先進だと言われましたけれども、瑞穂市の教育を考え、今後の子供たちのことを思えば、これは先駆けて導入してもいいんじゃないかというふうに思うわけですが、財政のほうもあるわけですが、財政部長の答弁はお願いしてありませんので、再度、教育長からお答えを願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今、前向きでないとおっしゃいましたが、私としてはかなり、清水寺から落ちたぐらいの勢いで台数をふやそうとしておるんですが、すぐに全ての台数を入れれば授業が変わるものではなくて、やはり教師の指導力ですから、そういうのを一歩進めていきたいということです。

それから、生のもの、現物を見ながらということは、現在の32インチのテレビと、実物投影

機というのがございます、ノートをそこに広げてそれを画面に映すという。これは使われております。それから、算数やなんかで自分がこういうふうに考えたということは、うちの各学校では、黒板で、子供たちが前に出て、自分の考えをいろんなものを動かしながらみんなにわかるように、自席だけじゃなくて、前に出て説明するということが常態化しておりまして、電子黒板を入れなくても、その手法はどの学校でも今動かしているところです。

〔 8 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） 電子黒板が全ていいとは言いませんよ。現在、黒板を使用してやっていますので、附属と言ったら申しわけないんですけども、副的な意味合いで電子黒板を入れて、授業を今ある黒板とあわせてやって効果的に使うということで、この導入に当たって前向きに検討してほしいということで、今すぐ入れてほしいんじゃなくて、学校施設整備の計画もございますので、そこら辺の事業と含めながら進めていただければというふうに思います。

次は、エアコンの関係になるわけですが、猛暑対策ということで、学校では水筒の持参、あるいは夏休みの休業日の変更、あるいは平成21年と22年度にわたって全校教室に扇風機を入れたというような熱中症対策をされてきておりますけれども、現在6月ですね、6月にもかかわらず異常に全国的に暑い日が続いて、熱中症等で倒れている方もあるということがございますので、ぜひとも、やはり子供たちの未来といいますか、子供たちが快適に授業できる環境整備をしなくてはいけないということで、エアコンの導入をしてはどうかという質問であります。

エアコンについては、各学校の特別教室、あるいは図書室、それから職員室、そういった限られたところに設置をされているわけですが、各普通教室等にも入れていただく、それには相当な費用がかかるというふうに思います。これはどなたもそういうふうに思うわけですが、そしていろんな設備等で工事費もかかってきますけれども、そういった費用については岐阜市は25億円ぐらいかかるということを言っています。これは学校が69校、岐阜市はあります。うち7校の3校ですので少ないんですけど、そんなに費用はかからないと思いますけれども、そういった導入に向けて進めていくにはやはり基金づくりも必要ではないかというふうに思っておりますが、まず導入計画についてどのように考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

快適な授業のためエアコンの設置が必要であるということは、御指摘のとおりでございます。近年の異常気象や猛暑につきましては、児童・生徒の熱中症等、健康面、さらには授業意欲の低下等、教育活動において大きな影響が出ていることは否めません。岐阜市、各務原市など、

近隣市町では全教室にエアコンを設置する方向で動いている市町もあるようですが、初期費用、維持管理費等、財政にかかる負担も大きく、なかなか設置に踏み切れない市町もある状況です。また一方では、暑さを避ける形で児童・生徒をひ弱に育てることがいいのかという議論もあります。

当市としては、そのことを踏まえ、本年度、試行的に夏季の暑さ対策に係る夏季休業日を挟む午前授業を実施させていただくことになっております。これは、夏季における午後の猛暑の時間帯を避け、比較的過ごしやすい午前に授業を行うという暑さ対策の一助として試行するもので、この事業の一環として、午後の読書活動の場を快適にさせるよう、全学校の図書館に全てエアコンを配備するよう計画をさせていただきました。

ただ、先ほども述べましたが、近年の異常気象や猛暑は、児童・生徒の授業意欲の低下だけでは済まない、熱中症等、児童・生徒の生命にかかわることとして避けては通れない問題となっております。今後、教室へのエアコン設置は検討していかなければいけない問題と考えております。

そこで、一番大きな問題としては、やはり財政的な負担ということになります。私どものほうで、全校普通教室と特別教室にエアコンを設置した場合、どれだけ経費がかかるか概算で試算をしてみました。全校普通教室172と特別教室100、合わせて現在272教室あります。全ての教室にエアコンを設置したとして5億9,800万円、およそ6億円の初期費用と、電気、保守点検等、維持管理費に毎年2,000万円かかることがわかりました。また、電気ではなくガス式にすると、初期費用は若干安く5億8,500万円となり、維持管理費はおよそ3,790万円と電気よりも高くなるという試算になっております。

今後、普通教室等へのエアコン設置を検討する当たっては、このような莫大な初期費用、毎年かかる維持管理費など財政的な問題、さらに全国的に社会問題となっております環境、電力問題など、あらゆる方向で検討・研究していかなければならないと考えております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

- 議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。
- 8 番（松野藤四郎君） 経費が6億円で、管理費が2,000万というお話でございます。財政から見ますと、財政部長はエアコン導入についてどのようにお考えなのか。
- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） 松野議員さんのエアコンの設置に関する財源ということで、基金という御質問ですが、全く想定をしておりませんでしたので申しわけありませんが、各学校におけるエアコンの設置というのは、教育委員会で今積算もあるように、かなりの金額がかかります。これはエアコン本体さながら電気工事にもかさむというふうに理解をしています。

今年度などは6月とはいえ7月の暑さとなっておりますので、議員の御質問にもあるように、

基金を積むことが、これからのこともあり、いいのか。また全国的なこと等もありますので、国のほう、文部科学省のほうもこれから動くことになりますので、そのあたりの様子を見ながら判断していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） 前向きな答弁ではございませんね、申しわけないですけど。

暑さというのは地域によって非常に違うわけですね。多治見の辺でも非常に暑いときがあるし、揖斐川町のほうでも非常に暑いときがあるわけですが、全国レベルの話ではなくて、やはり瑞穂市の子供たちの将来、暑さ寒さに耐えるといえますか、辛抱することも必要でございします。これはよくわかるわけですが、子供たちの授業の環境をよくするためには、そういったものも導入するのが必要ではないかということで質問しておるわけです。我々大人社会においては、空調設備が全部そろっている部屋でいろいろ事業をしている方もありますし、外で働いているといいますが、直射日光に当たって労働されている方も見えるわけですが、子供たちにも辛抱するところは辛抱していただいて、学校の教育の中ではそういった整備も必要ではないかというふうに思うわけです。

今すぐに全教室に導入をしてくれという話ではございません。費用がかかりますので、基金を積みながらそういった整備計画を進めていくのも私は必要ではないかというふうに思いますので、できれば市長さんのほうからもお答えがあればというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

それぞれ教育次長、また企画部長のほうからお答えをさせていただきました。先ほど来からそれぞれお答えをさせていただいておりますが、全て答弁は私と調整をさせていただいております。全部調整をさせていただきまして、もちろん所管のほうでいろいろ、やはり今の財政とかいろんなこと、諸事項を考えながら上げてまいります。それを十分私と協議しまして、そして答弁をさせていただく。全てすり合わせをさせていただいておるところでございします。それぞれの部長がお答えさせていただくのは、私がお答えしておるのと同じでございします。

このエアコンにおきまして、はっきり申しまして、地球の自然環境、本当に我々の時代に比べまして約 1 度から 2 度確実に温度上昇しておると言っても過言でないと言われております。そういう状況下の中で、もう既にそういったことに対応するところもあります。ところが、私ども医療費の関係におきまして、医療費なんかの通院・入院の関係におきましても瑞穂市としては岐阜県内で 1 番に取り組ませていただきました。このエアコンをやろうとしておるところが、ようやくそういったことにも取り組もうということで、今までずうっと我慢しておっ

てというところもございまして、いろんなそれぞれのまちの施策がございしますが、私どもとしては、先ほど教育長のほうからいろいろ電子黒板にしましても、またエアコンにしましても次長のほうからお答えさせていただきましたが、まず時間帯を変えました夏休み前後の関係におきまして一遍試行的にやりながら、よそのまちでは取り組んでおりませんが、そういったこともしながら、それでもということになってくれば、またいろいろと御相談申し上げて取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

いずれにしましても、今のところはすぐにやるということは考えておりません。まず授業のあれをことしから取り組ませていただきます。そういう結果を見ながら十分に検討をしてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます、私の答弁といたします。

〔 8 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○ 8 番（松野藤四郎君） エアコン等については平成22年に代表質問の中で私がしておるわけですが、今日までに改善されてきたのが今の夏休みの休業日の変更、これだけでございます。市長さんからも行く行くそういった前向きな話が出ておりますので、ひとつ教育委員会とタイアップしながら子供の環境整備に努めていただければというふうに思います。

最後になりますが、期日前投票の集約は以前からやってきておりますけれども、期日前投票というのは平成15年ごろに制度ができて、告示日の翌日から投票日の前日の8時半から夜8時まで、いろんな形でできない人のために投票できる制度ということで設けられてきたわけですが、今回、瑞穂市においては集約するというのを私の質問の中でも先般言われておりますし、この集約については選挙管理委員からも答えが出ておるわけですが、自治会、あるいはいろんなところで報告等をされておるかと思っておりますけれども、まず、期日前投票の意義というのは大切にしないかと思うわけですね。

それと、市のほうは、1カ所にしてもいいというのは、合併のときの最大の経済といいますか、節約というか、お金を節約するために1カ所にするんだというふうに結論づけておるわけですね。市の見解は、合併の最大の効果である行政コストの削減を考慮して1カ所に統合すると結論づけているんですよ。これは期日前投票の意義に反するんじゃないかというふうに思いますし、期日前投票の集約に向けてはパブリックコメントも実施をされております。そこでいろんな御意見等もあったかと思えます。

それから、集約に向けての周知については、先ほど言いましたように、自治会連合、あるいは行政報告会等でもお話をされておりますが、いまだかつて広報「みずほ」の中には出てきませんが、こういった周知は広報についてはいつごろやられるのか。果たして、7月7日告示の二十何日が投票日だと言っておりますけれども、大体の予測ができておる関係上、もう少し早く

市民に周知する方法があったのではないかというふうに思うわけです。7月の広報に出すということを行っていますけれども、あわせて今まで言いました中身についての御見解をお願いしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） まず最初に、期日前投票の意義ということでございますが、期日前投票は平成15年6月の公職選挙法改正により創設された制度でございます。従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れ、署名をする手続が不要になり、投票の手続が大幅に簡素化をされました。この制度の意義というのは、選挙人がより投票しやすいように環境を整えるということだというふうに考えております。

また、今回、期日前投票を1カ所にするということで、コストだけを考えておるのではないかとございまして、合併以来2カ所で行ってきまして期日前投票でございますが、平成25年の知事選挙の際には投票者の21%の方が期日前投票されました。年々期日前投票がふえまして、それは非常にうれしいことでございますが、一方では当日の投票者数がどんどん減っておるとというのが現実でございます。投票に行っていただけの方は必ず投票に行かれるということでは非常によろしいんでございますが、また後で質問があろうかと思いますが、若い方の投票が思った以上に少ないという事実がございまして、投票率が年々低下しておるというのも事実でございます。

さて、期日前投票につきましてですが、知事選挙の際には投票者の21%の方が期日前投票されました。その中で、穂積庁舎で利用された方が19%、巢南庁舎の方が2%ということで、年々穂積庁舎へ運んでいただける方がふえてきているのも事実でございます。また、瑞穂市より広い面積の自治体で既に1カ所となっていてところが非常に多くございます。私どもの面積が28.19平方キロメートルでございまして、私どもの倍の羽島市、3倍の多治見市、可児市、美濃加茂市、4倍の海津市、美濃市も既に1カ所でございます。多治見、可児、海津というのは合併した市町でございます。今回の見直しによって御不便をおかけする事実があることは十分に承知しながら、今回、7月の参議院選挙から期日前投票を1カ所にしたいというふうに考えております。

そして、パブリックコメントの結果でございますが、御意見としては、5名の方から御意見をいただいております。その主な趣旨としましては、投票率の低下につながるのではないかと御心配、それから、高齢者の方や車等に乘れない方は期日前投票に行けないのではないかと御心配、それから、実施場所をスーパーや市民センターに、また駐車場の確保をしっかりとくれという、期日前投票の環境を少し変えてほしいという御提案もございました。また一方では、公職選挙法の改正に伴ってインターネットの選挙運動等も解禁されると、期日前投票についても見直してもいいのではないかとということで、賛成の御意見もございました。そん

な中から、ある意味では御不便をおかけするかも知れませんが、何とか1カ所にしたいというふうに考えております。

また、周知の方法でございますが、7月の広報、それからホームページ、入場券等で御案内を差し上げる予定でございますので、よろしくお願いします。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 衆議院選挙、あるいは参議院選挙、知事選挙ということで、21市の中で見たときに18番目が19番目、20番目というような、下から数えたほうが早い低投票率のまちでございます。それに向けての啓発活動等をされているというふうに思いますが、目新しい政策といたしますか、駅前で行っているとか、広報に載せているとか、インターネットで行っているとか、こういったものじゃなくて、若向き、若い人が政治に参加できるような啓発活動、こういったものはどのように取り組まれているか、お尋ねをします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） いつも議員さんから前向きに投票率を上げる方法はないかということで、いろんな御提案をいただきまして本当にありがとうございます。

投票率を上げる啓発活動の事前に、やはり低い投票率はなぜかということでございますが、これは私どもの市町村のみならず、きょう会場に来てみえる皆さんはほとんどの方が投票に行かれると思います。当日の都合が悪ければ期日前投票ということでございますが、全国的に若い年齢の方につきましては60代から70代の方に比べましてかなり低い、10%近く低くなっていると。ですので、やっぱり若い、子供さんのころから、投票に行くんだよ、税金は納めるんだよという、そうした教育が基本的には必要ではないかなということも考えております。小さいお子さんから投票に行こうよというような呼びかけができないかなということも考えております。

具体的な啓発活動としましては、なかなかこれということはないんですが、期日前の投票の立会人をできるだけ若い方に参加していただこうと思っておりますし、PRについても小・中学校等を踏まえて子供さんたちの力をかりがてら、お父さん、お母さん、またおじいちゃん、おばあちゃん、足のない方については地域の方も少し助け合ってと、少しでも投票率を上げていただけるよう明るい選挙推進協議会等にもお願いしたところでございますので、どうかこの会場に見える方も、ぜひ投票率を少しでも上げるように、みんなで声かけ運動をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 他市町も非常に投票率を向上させるためには苦慮しているというふう

に思います。それはやはり政治に不信があるんでしょうね、要はね。有権者が行かんのですよ。だから、そういったことも非常に政治家というのは考えなあかんと思いますね。貴重な与えられた一票ですので、それを活用して日本の国、あるいは市町をよくしていくような格好で進めていかなければならないというふうに思うわけです。

4点について質問いたしましたが、各部長さん、あるいは教育長さんを初め、いろんな方から御答弁をいただきました。さらなる信頼関係を深めながら市の発展に私も努力していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（星川睦枝君） これで、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は午後3時35分からお願いいたします。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時38分

- 議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改革、くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

- 2番（くまがいさちこ君） 改革の議席番号2番 くまがいさちこです。

傍聴の皆様、最後まで傍聴にお残りいただきまして、ありがとうございます。

本日、私が通告いたしました大きいテーマは、市長の政治手法、政治姿勢について、これをただしたいと思います。取り上げるのは、そこに書いてある3つでございます。御答弁は、お聞きしたことについてのみ簡明・簡潔にお答えいただくようお願いいたします。不足でしたら、一問一答になっておりますので、またこちらから質問させていただきます。

瑞穂市は、5月1日、合併10周年を迎え、6日には市民の実行委員会方式による記念行事が行われ、続いて21、22日には初めての行政報告会も開催されました。市長は挨拶の中で、今までいずれの事業も市民参加のまちづくりを基本理念とし、市民と議会・行政が一体となって着実に推進してきている。また、特に人口増加を続ける当市においては、さまざまなお考えやニーズをお持ちの市民の声をいかに行政に反映するか、あるいは市民主体のまちづくりをどのように実現するかは、当市の行く末を見定める上においてビジョンの骨格を形成するものであると、的確に述べておられます。

市民参加のまちづくり、いろんな方々の意見を聞く、市民主体のまちづくり、この3点は、おっしゃられるとおり、これからの瑞穂市にとってまことに大切なものであると思います。

そこで、単なる行事・イベントでなく、瑞穂市のこれからの政策において市長の政治手法、政治姿勢はどうか、瑞穂市の行く末を見定めるべく、本日は次の3点について検証を試みたいと思います。

まず1点目からお尋ねいたします。大月運動公園整備事業についてです。

これにつきましては、先ごろパブリックコメントが行われましたが、相次いで問い合わせがございました。場所がどこかわからない、書いてない、広さも書いてない、費用も書いてない、事業年度も書いてないということでした。事業計画書が財政課に出ているはずだから情報公開請求でとってほしいと言われまして、財政課にお聞きしましたら出ていませんということでしたが、まずこの点から確認させていただきたいと思います。財政課に、新聞によりますと7億だそうです、この事業計画書は出ているんでしょうか、いないんでしょうか。

以下、質問席に移らせていただきます。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私のほうから、予算査定をやっている立場からお答えをさせていただきますと思います。

一応、25年度の予算査定の中で、生涯学習課のほうから25年度の補助資料ということでしたいたものの中には（仮称）大月運動公園が出ております。こういった図面もついておったわけですが、これがどのようにくまがい議員は理解されていわゆる財政課のほうにお尋ねなさったのか、そこら辺のちょっと経緯がわかりませんのであれですが、こういった資料も出ておるということで、この資料に先立つ計画ということが既に新市建設計画にあって、かつ瑞穂市の第1次総合計画、そして後期計画と、脈々と続いた中でこの事業が上がってきたという認識を私たちは持っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） お聞きしたのは、最終的に新聞によれば7億かかると、総事業費が。この事業計画書が財政課に出ているかということです。

普通、特に億単位のお金ですから全部詳細に、もちろん予定、予算ですが、こういうことに幾らかかる、こういうことに幾らかかるというのが出るはずですね。私たち決算のときには、情報公開請求しますと、小さな事業でも1事業につき全部、ワンシートですかね、何に幾らお金を使った、そして今後の課題というのを、何シートと言うんですかね、あれは。全部見ることが出来ますが、予算も全部で200億ぐらいですかね、一般会計150億のもとがあるはずだと思うんですね、特に大きいお金だと。それを見たかったわけです。

文教に属していますので、文教で最初にこの話が出たときに、議員から出ました。こういうのをつくってほしいと。市長は、絵図を2枚くるくると巻いていたのを広げて、考えておりますと。私が幾らかかりますかと言ったら、最初は13億だと。これは後からわかったけど、2種の陸上競技場。これが北方と本巣に断られて、もう作りませんということを去年の12月議会で市長が言われました後に、3種をつくるといったときに私がまた文教で幾らかかりますかと

言ったら5億だと言われました。3月の一般質問で若園議員は6億かかるのではないかと問われましたが、次の日の新聞には6億から7億ということが出ました。13億、5億、6億、7億というふうに変わっているわけですが、3種だけでも5億、6億、7億と、その短い期間で2億ふえているわけですね。

ですから、やっぱり予算の段階であっても、幾らかという見積書が出ないのはおかしいと思うんです。まあ、その詳しいのは出ていないということはわかりました。

では、平成25年度予算に用地取得費が1億出ていますね。19人の地権者が見えるということですが、この積み上げのものの書類は財政課に出ているのでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの議員の御質問にお答えします。

先ほども副市長から話がありましたように、この用地取得費につきましては予算査定のときに上げさせていただいたものです。もともと大月の用地につきましては町の時代に整備を進めようと考えておりまして、そこで全部取得することができないということで、まずは借地をお願いしたいということで進めておりました。その借地料については3年ごとに単価契約の更新がありますので、その都度、地権者の方については土地の購入をお願いしたいということで、市になってから毎年1億ずつ予算を計上させていただいたと。

ですが、なかなか地権者の方も売るといことは言われなかったものですから、一旦その1億という予算については上げないということがありましたんですが、前年度、2月から3月にかけてまた地権者の方へ契約更新のお願いに行きましたら、地権者の方から売りたいという申し出があったということで、それでは幾ら費用を上げるかということになったんですが、過去に1億ずつ上げているというところから、まだそのときは土地鑑定もっておりませんでしたので、とりあえず1億と。それから地権者の方も、そのときは売ると言われるんですが、実際に売られるかどうか分からないということもありましたので、予算査定のときに1億を上げさせていただいたということで、財政当局の方についてもそれは知っている事実だということはおっております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ということで、1億円の積算根拠の書類も出ていないということですので、とりあえずだったと。パブリックコメント、これは行政報告会でも指摘がありましたが、非常にずさんではないかと、計画として、きちんとした書類は出ていないということですね。

もう1点確認したいんですが、この大月の土地について、売りたいという地権者の話が先だったのか。それとも市が、13年前ですか、巢南タウン構想ですか、これがあってなかなか手が

つけられなかったからそろそろやりたいということで、買いたいというのが先なのか。議会基本条例の8条に、1.政策等の発生源、理由及び背景、それから提案に至るまでの経緯、これを議員は求めることができるという条例がございますが、「売りたい」が先か、地権者の意向ですね。それとも「買いたい」、市の計画ですね、これが先か。これを御説明ください。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、もともと旧巢南町のときにタウン構想の中で土地を集積したと。そのときにも取得したいというのが本来の願いではございましたが、そのときはそれだけのお金を用意することができなかったということで、とりあえず借地になったということで、事あるごとに買収をしたいということは地権者にはお話をしておりました。たまたまその地権者もまだ売りたいということでしたので、きょうに至るまでになったということですから、土地に関しては、町のときも、市のときも、ずうっと売っていただきたいということは地権者の方にお話をしておりました。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私は巢南構想タウンのころからのことをさかのぼって聞いているわけではなくて、今回の大月の陸上競技場の事業ですね、今回はっきりと具体的に上がってきた。この事業のときの発生源を聞いているわけです。

私のメモを見ますと、昨年6月、文教協議会で、先ほど申し上げたように、議員から陸上競技場をつくったらどうかねと。それで市長がありがたいお話ですといったのが最初でした、私が聞いた。これが、ことしの5月31日、土地財産調査特別委員会で副市長が、3年ごとですか、借地の地権者の方に、多分地代とかのことだと思うんですが、借地料とかの見直し話を聞いたら、売りたいと、買ってほしいと言ったと。そこから話が出てきたと。そして3日後、6月3日の文教協議会で次長も、買ってほしいという話があったと。このお2方の話が全く一致していました。だから、売りたいという話が最初にあったのではないかと、今度の事業に関して。

ところが、私がもう一回確認しようと思ひまして生涯学習課に確認しましたら、この回答が6月11日に来まして、買いたいと言ったら、売ってもよいと話があったと。6月11日の段階では事業をやりたいので売ってくれと言ったというふうに話が微妙に変わっていましたが、売りたいと地権者が言ったというのが先だというふうに私はさきに聞いております。

それで、今回この話が出ましたら、私のところに電話、投書、ブログへのコメントが幾つかありまして、最初に来たのが電話で、あれはどこから話が始まったか知っておるか。地主が売りたいと言ったことから始まったんやと。そうなのかなと思って私がこれを確認し始めたんですね、土地財産調査特別委員会や文教で。そうしたら、お2方、そのとおりだということでした。

あと、大月の方らしいんですけど、投書には、うらやましいと言うんですね、市に買ってもらえることが。うちの土地も買ってもらいたいと。農振地域だから、農業ももう年をとってやれない。買ってもらいたいけど、コネがないので買ってもらえないと。陸上競技場には反対だけど、うちの土地を買ってもらえるんなら賛成するという投書もございまして、要するに、やっぱり「売りたい」が先か「買いたい」が先かというのはとても重要だと思うんです、この事業を納得していただくために。一部の地権者が売りたいと言ったからといって、土地の所有者ですね、じゃあしようというところから始まると、やっぱり周辺の方々はうらやましいと。コネがないからという手紙が来ておりますが、そうすると、その辺の方はコネがある人が中に入ってその人は買ってもらえるというふうに聞いているのかしらと思いますが、ここに2通ありますが、まだほかにもございます。

つまり、この大月のことに関して、積算根拠を示す、7億、そして1億の。その書類も出ていなければ、政策事業の発生源、最初の話は、地権者が売りたいと言ったから、じゃあつくろうと。もちろん巢南タウン構想のころから、総合計画でもあったわけですが、今回のこの事業についてはそこから始まったと。そして始まりは「売りたい」がまずあったと。そういうことをちょっと確認させていただきます。

次に、ルーガオ市の話に行きます。

ここに、中華人民共和国ルーガオ市 - 日本国瑞穂市友好都市提携意向書というのがございます。これは3月議会の全協で配られたものです。中華人民共和国ルーガオ市市長、サインがございまして、何てお名前かちょっと読めませんが。そして隣に日本国瑞穂市市長、サイン「堀孝正」がございまして。2013年1月28日、在中国ルーガオ市と書いてございます。

このときの市長動静を確認いたしますと「公務なし」となっていますね、1月26日から1月29日。提携は28日でございます。そうすると、市長はプライベート、私人として中国へ行かれて、そして市長としてルーガオ市との提携意向書に調印されたということになりますが、市長、いかがでしょうか。

- 議長（星川睦枝君） 森企画部長。
- 企画部長（森 和之君） くまがい議員さんの友好都市提携意向書の御質問にお答えをいたします。

堀市長の中国への訪問は、ことしの1月26日から有志の市議会議員さんで行かれた際に、1月28日にルーガオ市において友好都市提携意向書を交わされたものでありますが、この中国訪問前に実は私も堀市長と何度か打ち合わせする機会がございまして、くまがい議員も御承知のように、議会から数度にわたり国際交流の一般質問もございまして、何かできることがあればというようなことで提案したいということから始まっております。

しかし、やみくもに中国へ行っても、国際交流の相手が特定できたり進展することはありません。

せん。瑞穂市と国際交流が可能である中国の都市を探ることが必要であり、そこで、岐阜県の上海駐在員にも情報提供と現地の通訳を依頼しております。また、堀市長がよく知っておられる近隣の企業が中国ルーガオ市へ工場進出していることもあり、その企業の方にもアシストしてもらおうような調整をしております。その調整をした際、ルーガオ市の視察となったものであります。

そのように、公的な要素といいますか、公務的な中国訪問となりそうなことでしたので、私も公費ということも考えましたが、堀市長の判断により私費での訪問となりました。また、その時点ではこのように意向書を交わすことは私も堀市長も予想はしておりませんでしたので、私費による対応をしていただいたもので、当初から、私費での中国訪問ではあるが、公的な要素が強いものであったと私は位置づけております。

したがいまして、結果的には私費での視察となりましたが、公的な視察であったのではないかなということを認識しておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔 2 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○ 2 番（くまがいさちこ君） つまり、さっきの大月もそうでしたが、成り行きみたいな感じに受け取れますね。もし公務で行かれるんなら12月議会が終わってからでも御説明があってしかるべきだったと思いますし、それから経緯といたしましても、清流クラブで一緒に行きませんかというのが12月議会の最後に文書が配られておりますね。そのときにも市長が行くとは私たちは思ってなかったわけです。後、清流クラブから報告書が出ておりますが、河村議員、古川議員、森議員と市長が行かれ、「両市により友好都市提携意向書が交わされ」とはっきり書いています。

そしてその後、3月になりますと、清流クラブの代表の清水議員が、中国との友好関係の考え方はどうかとか、ルーガオ市を交流相手の候補地として選定した理由は何かと、つまり市長としての行動を一般質問でお聞きして、市長も、しやすいところから友好提携をしていきたいというふうに、もうすっかりここでは公務ですね。もちろん市として、市と市が、意向ですけどね、提携意向書を結んだと。つまり既成事実をつくっていったというふうに、私どもとしては引っ張られちゃうような感想を持つんですね。

この提携意向書は4点ございますが、仲よくしようとかそういうのがあるんですが、3と4で具体的なことが書いてございます。「双方は、専属部署あるいは専属担当を任命して、日常の連絡を担当する」が3番目、4番目に「不定期的に訪問団体を派遣し、いち早く友好都市の提携を目指す」と。この3と4、専属担当をつくっちゃうとか、不定期的に訪問団体を派遣するとか、これはどこまで進んでいるんでしょうか。私の質問の趣旨からいくと進むとおかしいと

ということになるんですが、でも提携しちゃって、向こうのルーガオ市は市長として来られたと
もちろん思っているわけですから、この3と4の具体的な、つまり公務になると思う
んですが、それはどんなぐあいになっているんでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ルーガオ市との関係におきましては、行きます前にもいろんなことはお話し申し上げたと思
いますが、この1月に行きましたとき、休暇という形で公費を使わなかった、それで行ったと
いうことでございますが、その前に、瑞穂市としましては、現在、海外との姉妹提携は全くご
ざいせん。旧穂積町のときにはございましたが、それも全く途絶えておりますので、ござい
ません。そんなところから、私どもやっぱり市でございますし、やはり海外とのこういった姉
妹提携とか友好都市の一つぐらいは、やはりこういったグローバル化の時代でございます。ま
さに今、世界は一つ、友好関係を結ばなくてはいけない。そういうときで、やはり国際交流は
大事だという思いから、なぜそこにしたかということから申し上げたいと思いますが、御案内
のように、これもお話を申し上げたと思いますが、本巢市のほうに本社がございす森松工業、
ここがいち早く20年前から中国へ進出されまして、上海で約二千何百名の大きな工場がござい
ます。そして新しく、中国は江蘇省の南通市というところに、人口800万ぐらいのところでご
ざいす、その下にございすルーガオ市、この中で約19万坪の用地を確保されまして、
ここに工場建設を新しくされております。そういう関係がございまして、その社長と私、朝
食会といいまして、もう5年も6年も毎月第1金曜と第3金曜に朝食会をしておりまして、そ
ういうつき合いがございまして、一遍中国進出されておるので見たいということで行かせてい
ただきました。

その当時からルーガオの市長は面識がございまして、この1月に行きましたときには4回目
になるわけです。1遍、日本へもお見えになりました。そんなところから、私、この1月に行
きますときに、やはりどこかとそういった友好提携を結びたいと。それにはできるだけお金を
使わなくて、そしていいところを探したい。ちょうどそういう進出のあれもございす。です
から、1月に行きますときに、県の国際交流の推進課のほう、この課長は偶然にも瑞穂市出身
の方でございまして、こういうふうで行きたいから、岐阜県の上海事務所にアポをとってもら
って、そして当日は通訳を初め案内をお願いしたいということで、県の国際交流を通じまして
岐阜県の上海事務所、そういう形で行かせていただいたわけでございます。外国に着きまして、
上海事務所がワゴン車とかそういう手配もしていただきまして、そして車で訪問をしたわけで
ございます。もちろんこのときに森松工業のルーガオにございす南通工場の方も一緒に同行
していただいた、こういう形で行ったわけでございます。

それはなぜ休暇の形をとったかということは、公で行きますと旅費も要るわけです。旅費が

公費で、本来は公費で行けばいいんですけども、少しでも私はお金を使わないというところから私費で行きました。休暇をとりましたが、はっきり申し上げておきますが、私は、この瑞穂市のほうにおりまして、休暇をとってうちにおりまして、やはり危機管理とかそういうことがございますし、休暇をとっておっても市長は市長でございます。まして外国へ行きまして私は何かあったらすぐ戻らなきゃいけない。やはり休暇をとって行きました形でも、県を通じ、岐阜県の上海事務所を通じて、そういう形で行っております。格好だけは休暇でございますが、全く市長という立場ですね。これは議員さんのほうも3名お見えになりましたが、議会の皆さんにどうですかと相当話をされましたが、最終的に3名になったというところで、私を含めて4名でございましたが、そういう形でルーガオへ行ったわけでございます。

そこで、先ほど森企画部長のほうも言いましたが、そのときに意向書等は、その予定も私はしておらなかったわけですが、ところが、この話は、はっきり申し上げまして、何回か会っておりますと、向こうの150万のルーガオ市の市長のほうから友好都市かそういうのを結びませんかというのを前に聞いておりました。私のほうからはとても、規模が違いますし、言えませんが、そんなことは。大きさも違まして、全く市役所といいましてとんでもない市役所でございますから、向こうは立派な。ですからとても私からは言えませんが、向こうからしませんかというお話でございました。森松の関係もございまして、これなら安心できるなど。

こういうところございまして、上海から2時間半で車で行ける。これも交流、本当に友好都市を結んでも、上海から近い、また見るべき、揚子江のちょうど沿岸にございますので、本当に勉強になる。これから交流していろいろ進めるにしても、子供たちを派遣するにしても、本当に勉強になる。山の中の山村の、また上海から飛行機で乗りかえて行って、時間かけてお金を使って何を見に行っただということになるのと違まして、全く勉強になる。そういうことも考えまして、ここならということで行ったわけでございます。

そういう形で、これができるなら本当に素晴らしいことございまして、既に向こうから高校生をできるなら派遣させてもらいたいといって今来ております。ホームステイをお願いしたいというところでございます。こんないいことはないわけでございますので、私どものまちなも国際交流の関係の団体もございます。そちらにも働きかけて、ぜひともホームステイ、ホストファミリーを受けてもらいたい、このような気持ちを持っております。

そういうことをしながら、本当によかったら友好提携を結ぶ、そういう中身の意向書になっております。そういうことをしながらしていくというところでございますので、瑞穂市として初めての市になりましてのあれでございます。まさに、尖閣諸島の関係がでございます。国のほうではあれだけぎくしゃくしておりまして、これで本当に停滞しております。それが、下の地方の都市と都市のこういう友好関係でそういったことが少しでも和らいで、中国と日本のあれの一助にもなれば私は思っておるところでございます。そういう中でございますので、御理

解をいただきますようによろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔２番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○２番（くまがいさちこ君） よかったですねと申し上げるわけにはまいりません。やっぱり市長としては許されないことだと思います。今の成り行きといいますか経緯については、３月の全協でほとんどお伺いしております。

私が今質問しておりますのは、私人、プライベート、私として行って市長として調印したことがよくないのではないかと、許されないことではないかと。「公務なし」ですから、市長の動静には。もし公務であれば、公務で行きますが私費で行きますと事前にお話ししたかったと思います。そして12月議会で私も行くということもお聞きしたかったと思います。１会派が企画したプライベートな旅行で、後から「えっ、市長も行ったの」という形で行き、別に行かれるのは構わないんです、公務なしですから。でも、そこでこのように立派な提携書を市長として結んだわけですから、それはきょう私が取り上げて問題にしている、それが堀孝正市長の政治姿勢、政治手法かと。

これは市民が聞いたときに、やっぱり「えっ」と思われます。やっぱり市長は筋を通す。だって、そのときに別に提携しなくてもいいわけですね。一回帰ってきて、こういうことがあったので、また改めて行って、皆さんの意見も聞きながら、賛成が得られれば提携意向書を結びたいと。もう一手間かけていただければいいわけですから、やっぱり勇み足であったと。そして成り行きに弱いのかしらと思いますが、さっきの「買ってほしい」「売りたい」という土地から始まったらしい陸上競技場の話ですね、それと非常に似ているなと思わざるを得ません。

３つ目に行きますが、市役所の行政として、商工農政課は農業委員会とどうかかわっているかというか、農業委員会の行政における位置づけをお聞きしたいんですが、その前に確認をおきたいというか、お聞きしたいんですが、農業委員会というのは、今ごろ勉強して恥ずかしいんですが、勉強してみると、教育委員会と全く同じ位置にあって、行政が持つ行政委員会の一つなんです。

ですから、ほかのまちを見ますと農業委員会が市のホームページにちゃんと載っていて、載っていないところもあるでしょうけれど、載っているのが普通で、委員の名前や会議の日や会議録が載っていますね。これを今後やっぱり透明な開かれた農業委員会のために提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 農業委員会のホームページ等での情報公開ということで、これに関しましては、前にくまがい議員個人からの質問等でも農業委員会の会長からも御回答が行っていると思いますが、情報公開については私どもといたしましても積極的に取り組みをした

いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 2 番議員挙手 〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○ 2 番（くまがいさちこ君） この問題を私が取り上げますのは、議員の皆様ならおわかりと思いますが、4月26日の臨時議会において市議会推薦の農業委員4人についての話し合い、臨時議会がございましたときに、議員推薦が3人ございましたが、その前でしょうね、商工農政課から4人の名簿が出され、議会ではこの3人・4人で7人を公平に扱うという話し合いがあって、結果的に商工農政課が出した4人が議会推薦の3人を抑えて、投票したわけですが、議会推薦の農業委員になりました。

この件につきまして非常にいろいろ疑問を感じたものですから、商工農政課に幾つかの質問を出させていただきましたところ、商工農政課からは、担当課、商工農政課とありますが、発信人というか、書類の責任者は市長の名前になっておりますが、私がした質問は農業委員会の管轄だから当方より回答できませんと。つまり商工農政課からは回答できませんと、こういう文書が来ました。それから4日後に、農業委員会の会長からる質問したことについて回答をいただきました。責任者名は農業委員会会長、担当課が農業委員会事務局、担当者が商工農政課のお3人の職員の名前になっております。

この中で解せないことがございまして、農業委員会というのは市長部局からは独立した行政団体だと。ですから、部長に何ら報告する義務も、いろいろ決定される、例えば農業委員の推薦についての名簿を出すとか出さないとか、そういうことを部長から言われる筋合いはないということが2回にわたって書いてあります。ちょっとその部分をそのまま読みますね。市長部局より独立した行政委員会の事務局長向けに依頼されたものであれば、その推薦の人の名前を出してくれというふうに議会が言ったことで、当然、市長部局の部長の権限は及びませんと。だからその書類を出して何が悪いと言うんですね。瑞穂市農業委員会は市長部局より独立した行政委員会であり、農業委員会に関する業務について市長部局の部長に対して決裁及び報告をするようなことはありませんと。非常に驚いたんですけど、これを読んで。事務分掌を見ますと、農業委員会の仕事というのは何と1ページ半ぐらいにわたって、33項目について先ほど私に回答をくれた3人の職員がかかわっているんですね。

農業委員会事務局というのは商工農政課にありますもんね。にもかかわらず関係ないと、市長部局とは。市長部局のもとにある都市整備部の部長にも関係ないと。商工農政課もだから回答は出せないと。こういう回答をいただきました。それで最初に弘岡部長にホームページのことをお聞きしたんですが、すんなりとお答えいただきましたが、この回答によるとそのようなことを決めるのは都市整備部長ではないということになります。この混乱はどのように私は解釈したらいいのでしょうか。市長名でそれは管轄ではないから農業委員会から答えさせます

というのが最初に来ていますから、お答えいただきたいと思いますが、どういう意図でこういう文書が来たのか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） くまがい議員の御質問の中で私が情報公開に関して申し伝えるというか、行えるようにいたしますと言ったのは、この回答の中でもあると思うんですが、農林水産省よりこのような公開に関しては通知があるということでございますので、それに関しましては誰もが、市長部局、農業委員会の事務局関係なく、そこに関しては目が通せるということでございますので、今の当初の質問に関しては何ら私が答えても支障がないと考えております。

それから、先ほど教育委員会と一緒にということでございましたんですが、ちょっと捉え方が、地方自治法180条の5の第1項で、教育委員会は、普通地方公共団体に置かなければならない委員会が教育委員会でございます。農業委員会に関しましては、180条の5の第3項、市町村に置かなければならないということと、その前に「法律の定めるところにより」というのが農業委員会等に関する法律第3条でございます。そこに市町村に置くというふうにうたわれておって、この180条の5の第3項によって農業委員会は市に置いたというものでございます。

その中で、農業委員会等に関する法律、今申し上げたように3条に基づき設置が義務づけられた行政委員会であり、市長部局からは独立しておる機関ですので、職員は市からの辞令とで兼務しておるということになりますので、先ほどのくまがいさちこさんから来た文書に関しては、その回答が2通、5月1日のEメールでは市長部局のほうへ来たということで判断してその回答はできませんというような形で、ただ、併任しておりますので、農業委員会事務局として今度は会長名で回答を出したというふうには聞いております。その点、そういうように分けて出したということを御理解願いたいと言っていましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ありがとうございます。

兼任でございますね。全く別物ではないということで、兼任でございますから市長部局にもあるわけございまして、3人の職員がこんな33項目にもわたって仕事をなさっているわけですから、あなたの質問に答えるわけにはいかないというような回答をいただく必要はなかったと思います。

現在、商工農政課の課長は同じ方が5年目ですね、ことして。全部調べてみますと、課長というのは5年やるというのは非常に珍しいですね。ないわけではないけれど、非常に珍しい。しかも巢南の方ですね。平成19年に堀市長になられたので19年のは除くとして、20年以降調べ

てみますと、かわってないと、巢南在住の方が。そして今度こういう商工農政課が答えることではないというのをいただきますと、そしてこの間の臨時議会で、商工農政課が経歴を出して何が悪い、あとは議会の責任だと。確かに議会の責任はあると思いますね。そこは私はきょう取り上げませんので、行政のことだけ取り上げますが、この商工農政課の態度ですね、兼任だから答えてもいいと思うんですけど、そして5年がたって巢南の職員をつけたということは、何か便宜を図るというようなことがあるんでございましょうか。確認だけさせてください。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

商工農政課長は5年で長いんじゃないかというあれでございしますが、やはり農業の中心は農業振興地域のあるほうが主でございします。この市街化の農業はまた別のもので、調整区域は当然でございしますけど、市街化は早く宅地化しなさいよというところではございしますので、どうしても農振のを抱えておる土地だということで、また過去に土地改良とかいろんな経験もございしますし、農業に力を入れておる篤農家、専業農家のそういった人脈も知っておりますので、やはりそのほうがいいであろうというところから、全く知らんところの課長が当たりまして、農政はなかなか難しいところではございしますので、今、水と環境の何とかという事業もやっております、まさにそれは農振のほうの関係でございしますので、そちらのほうでやらせております。

そういう中で、農業委員会の関係がございまして、これは兼務しておることと、また農業委員会は公選で選ばれるあれでございします。そちらの事務局と両方でございしますので兼務いたしております。そういう中で、答えたことがどうもくまがい議員さんにはあれだったと思います。申しわけなく思っておりますが、そこは、いろんな人脈と言いますとあれですが、そういった篤農家とかいろんなことを一番よく知っておりますので、こういう方ならということで推薦をしたんじゃないかと。私はそのことを全くそのときは知りませんが、そうして答えたと思います。

そんなふうでございしますので御理解いただきますように、この分野、農政も本当のところころころと変わりつつあるところではございしますので、前も知っておって今回もということではないと、なかなかほかのところと違いますので、その点は御理解いただきますよう、どうしても差し支えが皆さん方からあればあれですが、私どもとしましては一番たけておる人間だと思ひまして適任者ということで当てておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私は、職員の方におかれましてはその課のエキスパートというの

が必要だという考えです。でも、一般的にはかわっていかれますね。かわっていかれたときには本当に大変だろうなと思います。保険関係ですか、本当に変わりますもんね、厚労省とか。教育は教育で大変でしょうし、税務課へどっかから行ったとか、また議会には議会の大変さがあるでしょうし、大変なところへ行っても皆さんこなしているわけですから、エキスパートが必要だというのは私もわかりますが、やはり誤解されないように回されたほうがいいと思います。

きょうは3点、私、大月の陸上競技場についてと、ルーガオ市との友好都市提携意向書についてと、農業委員会における商工農政課の役割についてと、ちょっと検証を試みてまいりました。

これは、お聞きになった皆さんがどのような印象を持たれたかわかりませんが、私はやっぱり堀市長の手法、政治姿勢というのが、ごく一部の市民、地権者から始まったとか、体育関係の人に聞いたからとか、それから職員、それから、もう決まっていることやでと大月のことを文教で議員たちが言っていました、議員ですね。ごく一部、部分的な議員、市民、職員とつながって政策を決めていっているのではないかと、既成事実をつくって。そこから広げていくようなやり方は、やっぱり広く市民の、本当に瑞穂市ですので、もう巢南町でもなければ穂積町でもありませんので、しかも人口がふえ続けているまち、非常に都会的だと思うんですね、一見。そういうまちにふさわしい手法、政治姿勢にやっぱり変えていかないとまずいんじゃないかということを思います。

それで、大月につきましては住民投票をとられるといいのではないかと思います、この政策が皆さん賛成かどうか。いかがでございますか。広く市民の声を聞くべきだと思いますが。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） くまがい議員のほうから市長の基本姿勢を問うということで御質問をいただいております。

私は、マニフェストに掲げました、市民の意見を十分に反映させて、また職員の意見も取り上げて、透明性、公平性のある行政を推進しますと。そして、行政は最大のサービス産業であるという立場で、市民のために誠心誠意、全力を尽くして働く行政を確立しますと。私は初心は忘れておりません、はっきり申し上げまして。

そういうあれで、私、はっきり申し上げまして、いろんな団体のところへ出ます。いろんな行事を初め全てほとんど出るわけで、私が一番多くの市民と触れ合います。いろんな意見も私はその場で聞いておるわけでございます。特にこの大月の関係におきましては、これは旧の巢南のタウンセンター構想、また市になりましたら総合計画、計画の中に全て多目的広場とうたっております。全部うたっておりますので、思いつきでやっておるわけではございません。そんな中で、生津の広場を整備しました。今度はこちらの広場を整備します。やはり公平性、パ

ランスも考えて、それじゃあ何をつくらなくてはいけないか、そういうことも考え、意見を聞きながら進めておるわけで、私は思いつきとかそういうことでは全くない、長期にわたった、本当にこれが計画的な私は事業だと確信を持ってお話をしておるところでございますので、議会の皆さんの御理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

- 議長（星川睦枝君） これで、改革、くまがいさちこ君の質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

散会の宣告

- 議長（星川睦枝君） 以上で、本日予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4 時39分